○指定居宅サービス等の事業の人員、

設備及び運営に関する基準等を定め

る条例施行規則の一部を改正する規則

る条例施行規則の一部を改正する規則

○介護老人保健施設の人員、

施設及び設備並びに運営に関する基準を定め

の一部を改正する規則

○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の

○軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の

○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

長寿社会政策課

Ŧī. Ŧī.

同

○指定障害福祉サービスの事業等の人員、

定める条例施行規則の一部を改正する規則

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条

(1)

○指定介護予防サービス等の事業の人員、

設備及び運営並びに指定介護予

同

○温泉法施行細則の一部を改正する規則

○毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正す

同

\_\_

同

四

例施行規則等の一部を改正する規則

○指定障害児入所施設等の人員、

設備及び運営に関する基準等を定める条

施行規則等の一部を改正する規則

同

同

九

○指定通所支援の事業等の人員、

設備及び運営に関する基準等を定める条

例施行規則の一部を改正する規則

○指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

同

八

部を改正する規則

同

六

則の一部を改正する規則

○指定介護療養型医療施設の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条

例施行規則の一部を改正する規則

例施行規則の

部を改正する規則

部を改正する規則

宮

部を改正する規則

○特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規

○宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則 ○生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(医療人材対策室)

四

則の一部を改正する規則

同

Ŧī.

○福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を

社会福祉課

○地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規

ページ

○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

くり条例施行規則

○障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会で

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規

則の一部を改正する規則

子ども・家庭支援課)

 $\equiv$ 

同

同

四

障害福祉課)

同

三八

同

○療育手帳交付規則の一部を改正する規則

規

則

目

次

○看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

同

四二

設備及び運営に関する基準等を

同 四九

○障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の

○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規

Ŧī.

同

同 五.

同

同

務

同

精神保健推進室)

発 行 城

宮 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

施行規則の

一部を改正する規則

施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

○介護医療院の人員、

等を定める条例施行規則の

一部を改正する規則

防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

号外第14号	令和3年3月31日	水曜日	宮	城	県	公	報										(2)
								様式第二号(その二)を次のように改める。	第二十条中「様式第四十三号」を「様式第四十二号」に改め、同条を第十九条とする。	第十九条を削る。	生活保護法施行細則(平成元年宮城県規則第十二号)の一部を次のように改正する。	生活保護法施行細則の一部を改正する規則	○宮城県規則第五十八号	宮城県知事 村 井 嘉 浩	令和三年三月三十一日	生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。	規則

県 (3) 令和3年3月31日 水曜日 宮 城 公 報 号外第14号 (その2) 保護決定調書 (要否判定) 申 請 時 停 廃 止 時 続 停 継 廃 1 一般の場合 2 短期傷病を理由として医療扶助申請があった場合 (1) 要医療期間4か月未満 (2) 要医療期間4~6月未満 2(1) 要医療期間4か月未満 円 動収入 最低 小計 円 (2) 要医療期間4~6か月 円 稼 動 収入充当額(月額) 要医療期間 収 円 × 入 小計 円 一般 ① 入 計 円 ※2(1) 要医療期間4か月未満⑤ 円 (2) 要医療期間4~6か月⑤ Щ 医療費見込額 (月額) 種 類 要医療期間 療 控 か月 費 か月 除 × か月 小計 円 一般収入充当 円 入所期間 種 類 利用料見込額 (1) 要医療期間4か月未満 ① 負担限度額 か月 円 収入充当額(月額) 要医療期間 円 (2) 食費 H 2 円 × ( か月+2) 円 3 居住費 H 短 ② 円 ③ 円 期 (2) 要医療期間4~6か月 1 一般 A+D+G 円 傷 収入充当額(月額) 要医療期間 2(1) 要医療期間4か月 病 (I) 円× 円 か月 未満 B+E+G 2(2) 要医療期間  $4 \sim 6$ **(** 円 (1) ① 円 (2) M 円 か月 ©+F+G ※欄は一般の場合には算定しない。 要否判定  $^{\odot}$ (K)(I) (L) 2(1) 要医療期間4か月未満 (J) 2(2) 要医療期間4~6か月  $\widehat{\mathbf{M}}$ 

号外第14号 令	和3年3月31日 水曜日	宮 城 県	公 報 (4)
「取扱業者の所在地及び名称 様式第十五号の二中「氏	様式第十一号及び様式第十二号中「魯」を削る。 様式第十三号中「AAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAA		様式第六号中
地及び名1年「1	「		指導貝受領印
ら称	ポーニ が に、 」		係 長 受 領 印
名	で、「一」に、「一」に、「一」で、「一」で、「一」で、「一」で、「一」で、「一」で、「一」では、「」では、「一」では、「」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「一」では、「」では、「」では、「」では、「」に、「」に、「」に、「」に、「」に、「」に、「」に、「」に、「」に、「」に		<u>خ</u>
に、 「see	・「側」を削る。 に改める。 に、「院(所)長 「更扱業者の所在		在察抬導具受領印
」に改める。	「⊕」を削る。 に改める。 に、「院(所)長 「取扱業者の所在地及び名称		に 改 め る。
3る。 ①] を「氏 名 ①] を「院 (所)	<ul><li>(回) を「床 名</li><li>(回) を「床 名</li><li>(回) を「院 (所) 束</li><li>(回) を</li></ul>		
○宮城県規則第五十九号   宮城県知事 村 井 嘉 浩   宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。	当分の間、改正後の生活保護法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、(経過措置) (施行期日) (施行期日)   (統行期日)   (統行和日)   (統行期日)   (統行期日)	а m m m l l l	」に改める。 「お心海等藻圏(は ・

### 7

# 宮城県高等看護学校学則の一部を改正する規則

第十九条第二項中「退学」の下に「又は転学」を加え、同条第七項を次のように改める。 宮城県高等看護学校学則 (昭和四十四年宮城県規則第六号)の一部を次のように改正する。

のいずれか早い日までの期間とする。 在学期間は、令和六年三月三十一日又は本校に入学した日の翌日から起算して四年を経過する日

この規則は、公布の日から施行する。

看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第六十号

看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸付条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第十八号)の一部を次のように改正

に、「二万千円」を「三万五千円」に改める。 「三万六千円」を「五万円」に改め、同表准看護師の養成施設の項中「一万五千円」を「二万九千円 第一条の二の表保健師、助産師又は看護師の養成施設の項中「三万二千円」を「四万六千円」に、

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

湘

設の名称

種 鮏

Ħ 置

に、

## ○宮城県規則第六十一号

令和三年三月三十一日

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例施行規則(令和元年宮城県規則第七十四号)の一部を次

のように改正する。

第四条中「五万円」を「六万円」に改める。

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

(5)

○宮城県規則第六十二号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

老人福祉法施行細則(昭和三十九年宮城県規則第二号)の一部を次のように改正する。 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

様式第六号中「条例、定款その他の基本約款」を「登記事項証明書又は条例」に改め、「及び経歴」

「(添付書類)

収支予算書 を削る。

事業計画書\_

様式第九号中「かの色の出な靈皿」及び「及び散]を削り、

- 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 2 域外に施設を設置しようとする場合に限る。 施設を設置しようとする区域の市町村の同意書(市町村が当該市町村の区
- る場合に限る。 定款その他の基本約款(国、都道府県及び市町村以外の者が施設を設置す
- する場合に限る。) 登記事項証明書(国, 都道府県及び市町村以外の者が施設を設置しようと

に改める。

様式第十二号中

± ±	
施設の	施設
の地理的	
	の名称
状況	柊
(別添略図)	
	重
	ے
	科
	圃

#### (<u>详</u>) 添付書類

- 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、その施設を設置し

ようとする区域の市町村の同意書

を

条例等」に、 12

市場調査等による入居者の見込み

職員の配置計画

14 老人福祉法第29条第6項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負

担の額

めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容

入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定

を

入居契約に損害賠償額の予定 (違約金を含む。) に関する定めがあるときは、

医療施設との連携の内容

(6) める。 様式第十三号中 資産の状況 庙 摇 施設の地理的状況 (<u>美</u>) (添付書類) (添付書類) ωΝ 競の 登記事項証明書 添付書類 9 登記事項証明書(地方独立行政法人が施設を設置しようとする場合に限る。) 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書 定款その他の基本約款 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類 至 名 称 袮 (別添略図 重 垂 鮏 類 序 戽 鯝 睴 に改 を に、 を に改

職員の配置計画

13 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負

14 老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

に、「18」を「16」

する契約の内容 老人福祉法第29条第9項に規定する前払金の返還に関する同条第10項に規定

に、「19」を「17」に、 「20」を「18」に改める

この規則は、公布の日から施行する。 ただし、様式第三十三号の改正規定は、令和三年四月一日か

ら施行する。

公布する 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに

令和三年三月三十一日

村

井

嘉

浩

○宮城県規則第六十三号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

十号)の一部を次のように改正する。

第五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

虐待の防止のための措置に関する事項

電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。 第十五条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ

第二十条第二項中「第十二条」を「第十三条」に改める。

第二十二条第三項に後段として次のように加える。

く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなら 介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除 その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、

第二十二条に次の一項を加える。

動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言

第二十二条の次に次の一条を加える の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十二条の二 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービス 務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業

2 を定期的に実施しなければならない。 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

3 行うものとする。 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

のとする。)」を加え、 練」を加える 第二十四条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも 同項三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓

二十六条に次の一項を加える。

これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができ 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、

第三十条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」

を加え、同条に次の一号を加える

前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十条の次に次の一条を加える

第三十条の二 条例第十二条の規則で定める措置は、次のとおりとする

員に周知徹底を図ること 活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を 職

- 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 当該軽費老人ホームにおいて、 一職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第三十一条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (電磁的記録等

(7)

第三十二条 以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの 情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による のを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 条例又はこの規則の規定において書面 軽費老人ホーム及びその職員は、 (書面、 作成、 書類、 交付、保存その他これらに類するもののうち、 文書、 謄本、 抄本、 (電子的方式、磁気的方式そ (次項に規定するも 副本、

下「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されてい ことができる。 る又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法 (電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) による 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの

附則第三項中「第三十一条」を「第三十二条」に改める。

三十一条までの規定」に、「第十二条」を「第十三条」に改める

附則第二十項中「第三十一条までの」を「第三十二条までの」に、

「及び第三十一条」を「から第

則

(施行期日)

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

経過措置

1

2 関する事項を除く。)」とする 同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておく 正後の第五条(改正後の附則第二十項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 よう努めるとともに、次に」と、 この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) から令和六年三月三十一日までの間における改 「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に

- 3 二十項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第二十二条第三項中「講 じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二条第三項 (改正後の附則第
- 4 あるのは「講じるよう努めなければ」 よう努めなければ」と、 十項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二条の二(改正後の附則第二 同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」 と、同条第二項中 「実施しなければ」とあるのは 同条第

とする。

- 5 う努める」とする。 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「置く」とあるのは、 施行日から令和三年九月三十日までの間における改正後の第三十条第四号(改正後の附則第二十 「置くよ
- 6 防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予 二十項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十四条第二項第三号 その職員に対し、 (改正後の附則第

公布する。 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

訓練」を加える。

## ○宮城県規則第六十四号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三

第五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える

十一号)の一部を次のように改正する。

虐待の防止のための措置に関する事項

第十条第十項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える 第十三条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ

第十八条第二項中「第十三条」を「第十四条」に改める

第二十条第三項に後段として次のように加える

介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除 当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなら 准看護師、 介護福祉士、 介護支援専門員、

二十条に次の一項を加える

動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言

> 第二十条の次に次の一条を加える。 の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十条の二 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続 的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 いう。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 (以下「業務継続計画」と

養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

2

を定期的に実施しなければならない。

行うものとする。 養護老人ホームは、 一定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

のとする。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための 第二十一条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

る。)」を加え、同条に次の一号を加える 第二十五条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止

第二十五条の二 条例第十三条の規則で定める措置は、次のとおりとする

活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を

当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること

員に周知徹底を図ること

当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第二十六条中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等

第二十七条 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ はこの規則の規定において書面 の条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、 養護老人ホーム及びその職員は、 書類、 、作成、 文書、 保存その他これらに類するもののうち、 謄本、 抄本、 副本、 複本その他文字、

より行うことができる。 きない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に 当該書面に係る電磁的記録 (電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することがで

(施行期日)

1 この規則は、 令和三年四月一日から施行する

(経過措置

2 要事項 (虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重 正後の第五条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間における改

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十条第三項の規定の適用につい

同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

4 あるのは「行うよう努めるものとする」とする。 施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」と 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十条の二の規定の適用について 同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実

5 ては、同号中「置く」とあるのは、「置くよう努める」とする。 施行日から令和三年九月三十日までの間における改正後の第二十五条第四号の規定の適用につい

宮

6 ず、養護老人ホームは、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 う努めるものとする。 を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよ 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十一条第二項第三号の規定にかかわら

こに公布する 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をこ

宮城県知事

村

井

嘉

浩

3

令和三年三月三十一日

## ○宮城県規則第六十五号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (平成二十五年宮城県規則

(9)

第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第四十六条-第四十九条)」 を

ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第四十六条-第四十九条)

雑則(第五十条)

第四条ただし書中「ユニット型特別養護老人ホームを併設する場合又はユニット型地域密着型特別

養護老人ホームを併設する場合の介護職員を除き、」を削る.

第五条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

虐待の防止のための措置に関する事項

電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える. 第十三条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下 「テレビ

第二十二条第三項に後段として次のように加える。

ばならない 者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなけれ 門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専

第二十二条に次の一項を加える。

4 職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなら な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的

第二十二条の次に次の一条を加える

(業務継続計画の策定等

第二十二条の二 特別養護老人ホームは、 ビスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなら 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサー 议

訓練を定期的に実施しなければならない 特別養護老人ホームは、 職員に対し、 業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び

更を行うものとする。 特別養護老人ホームは、 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変

のとする。)」を加え、 一十四 [条第] 一項第一号中 同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための 「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

る。)」を加え、同条に次の一号を加える 第二十八条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす

前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止

第二十八条の二 条例第十二条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする。

等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置

介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること

当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

を定期的に実施すること 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修

前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

護職員及び看護職員(第三十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、」を削 第三十条ただし書中「特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の介

第三十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

虐待の防止のための措置に関する事項

すこと」を「十・六五平方メートル以上とすること」に改め、同号イ41に次のただし書を加える。 ておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ4中「次のいずれかを満た 第三十二条第三項第一号イ20ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則とし ただし、()ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること

第三十二条第三項第一号イ⑷;i及び;iiを削る

第三十三条の二第 一号中 「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

第三十七条第四項に後段として次のように加える。

介護支援専門員、 当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員 介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他こ (看護師、 准看護師、 介護福祉士、

> 講じなければならない。 れに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を

第三十七条に次の一項を加える。

5

ものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じな われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた ユニット型特別養護老人ホームは、 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行

九条」を「及び第二十八条から第二十九条までの規定」に改める 第三十九条中「第二十一条まで」の下に「、第二十二条の二」を加え、「、第二十八条及び第二十

第四十条ただし書中「ユニット型特別養護老人ホーム又はユニット型地域密着型特別養護老人ホー

ムを併設する場合の介護職員を除き、」を削る。

第四十二条第七項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める

テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、 第四十四条第一項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

条まで」」に改める ら第二十九条までの規定中」に、「、第二十八条及び第二十九条」」を「及び第二十八条から第二十九 第四十五条中「及び第二十九条の」を「から第二十九条までの」に、「及び第二十九条中」を「か

護職員に限る。)を除き、」を削る 介護職員及び看護職員(第四十九条において準用する第三十七条第二項の規定に基づき配置される看 第四十六条ただし書中「特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の

すこと」を「十・六五平方メートル以上とすること」に改め、同号イ44に次のただし書を加える。 ておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ⑷中「次のいずれかを満た 第四十七条第三項第一号イ②ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則とし

ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること

第二十九条まで」に改める。 第四十九条中「第二十一条まで」の下に「、第二十二条の二」を加え、「、第二十九条」を「から 第四十七条第三項第一号イ(4)i)及びii)を削

本則に次の一章を加える。

第六章

(電磁的記録等)

理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

理の用に供されるものをいう。)により行うことができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この無則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下こ図形等人の知覚によっては認識することができる情報が記載された紙子の他の有体物をいう。以下こ図形等人の知覚によっては認識するもののうち、条例の知覚によっては認識するものをいう。

6

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」と と 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」と

7

#### ß

施行期日

報

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

公

#### 経過措置)

県

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間における改2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間における改とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二条第三項(改正後の第四十九条において準用する場合を含む。)及び第三十七条第四項(改正後の第四十九条において準用する 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十二条第三項(改正後の第四十

する一とあるのは「行うよう努めるものとする一とする。 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとの第二十二条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二条、第四十五条及び第四十九条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後条、第四十五条及び第四十九条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第二十九

5 施行日から令和三年九月三十日までの間における第二十八条第四号(改正後の第三十九条、

第四

(11)

とあるのは、「置くよう努める」とする。十五条及び第四十九条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「置く

当分の間、改正後の第三十二条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、改正後の第四十九条において準用する改正後の第九条第一項第四号イの基準を、改正後の第四十七条第三項第一号イ2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、改正後の第四十九条において準用する改正後の第三十七条第二項及び第四十二条第一項ホームは、改正後の第四十九条において準用する改正後の第三十七条第二項及び第四十二条第一項末一人は、改正後の第三十七条第二項及び第四十二条第一項第四号イの基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム又はユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案を入ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案と、当分の間、改正後の第三十二条第三項第一号イ(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットで職員を配置するよう努めるものとする。

三項第一号イ(4)前の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。おいて「居室等」という。)であって、改正前の第三十二条第三項第一号イ(4)前及び第四十七条第の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この項にこの規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行

に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努める老人ホームは、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的九条、第四十五条及び第四十九条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、特別養護施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第二十四条第二項第三号(改正後の第三十

ものとする。

8

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

正する規則をここに公布する。 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

## ○宮城県規則第六十六号

を改正する規則介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部

四年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。 か護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十一介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十

(口腔衛生の管理

目次中「第三章 ユニット型介護老人保健施設(第四十条-第五十一条)」を 「第三章 第四章 雑則 ユニット 第

型介護老人保健施設(第四十条-第五十一条)

に改める。

の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第二号中「医師、栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養 士」に改め、同項第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える ト型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、」を削り、同条第五項第一号中「栄養士」 第二条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「ユニッ

十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める 第四条第一項第二号イ中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同号ロ中「第十一条」を「第

電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。 第十三条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ

ばならない。)」を加える う。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なけれ 行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」とい 第十四条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して

第十七条の次に次の二条を加える。

(栄養管理

第十七条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を 営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

第十七条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、 に行わなければならない とができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的 自立した日常生活を営むこ

第二十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

虐待の防止のための措置に関する事項

第二十七条第三項に後段として次のように加える。

ない。 門員、 く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなら 法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除 当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、 准看護師、 介護福祉士、 介護支援専

一十七条に次の一項を加える

第

4

なければならない。 ものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じ われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた 介護老人保健施設は、 適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行

第二十七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等

第二十七条の二 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保 ければならない。 健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じな

訓練を定期的に実施しなければならない。 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

3 を行うものとする。 介護老人保健施設は、 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

とする。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓 第三十条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

第三十二条に次の一項を加える。

2 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えること ができる 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、

る。)」を加え、同条に次の一号を加える 第三十六条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす

第三十六条の次に次の一条を加える

前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第三十六条の二 条例第十五条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする

を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等 (13)

- 二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 定期的に実施すること。 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十二条第一項第二号イ中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同号ロ中「第十一条」

第十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十八条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

第四十九条第四項に後段として次のように加える。八 虐待の防止のための措置に関する事項

ればならない。 ればならない。 に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなける者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなける者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなける者を除く。)に対し、認知症分養者(外護者)ので、当該ユニット型介護者人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、ればならない。

第四十九条に次の一項を加える。

本則に次の一章を加える。本則に次の一章を加える。の二」を加え、「並びに第三十八条」を「、第三十六条の二並びに第三十八条」に改める。第五十一条中「第十七条」を「第十七条の三」に改め、「第二十五条まで」の下に「、第二十七条

宮

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第五十二条 下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第七条第一項 例又はこの規則の規定において書面 であって、 一条において準用する場合を含む。)及び第十条第一項(第五十一条において準用する場合を含 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 並びに次項に規定するものを除く。)については、 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録 (書面、書類、文書、謄本、抄本、 書面に代えて、 正本、 当該書面に係る電磁的記録 副本、複本その他文 (第 五 以 条

> ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 ができる。 のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている に対して、電磁的方法(電 の方法、機関という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている ができる。

附 則 を

(施行期日)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

1

経過措置)

- 待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。 に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項
- ければ」とする。 四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めな 四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めな \* 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十七条第三項及び第四十九条第
- こと」とあるのは、「置くよう努めること」とする。
  条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第三十六条第四号中「置く 能行日から令和三年九月三十日までの間における改正後の第三十六条第四号(改正後の第五十一
- の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看下を整備するユニット型介護老人保健施設は、改正後の第二条第一項第三号及び第四十九条第二項7 当分の間、改正後の第四十一条第一項第一号イ②の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニッ

護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。 条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その従業者又は職 施行日から令和六年三月三十一日までの間、 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、 改正後の第三十条第二項第三号 (改正後の第五十一

正する規則をここに公布する。 指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

## ○宮城県規則第六十七号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部 を改正する規則

五年宮城県規則第三十三号)の一部を次のように改正する 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十

次中「第十三章 特定福祉用具販売(第二百四条 – 第二百十一条)」を 「第十三章 特定福祉用

第十四章 雑則(第二

第二十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

具販売 (第二百四条-第二百十一条)

虐待の防止のための措置に関する事項

第二十四条に次の一項を加える

より訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じ 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに なければならない 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる

第二十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等

訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 「業務継続計画」という。)を策定し、 指定訪問介護事業者は、 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければ

- 2 研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な
- 3 更を行うものとする。 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変

第二十五条に次の一項を加える。

3

- うに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ
- うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、 会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行 訪問介護員等に周知徹底を図ること。 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員
- 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 めの研修及び訓練を定期的に実施すること。 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のた

第二十六条に次の一項を加える

2 ことができる。 け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代える 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付

第三十条の見出し中「連携」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える

護の提供を行うよう努めなければならない して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対

第三十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止

第三十条の二 条例第十五条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする

- 等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、 訪問介護員等に周知徹底を図ること 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置
- 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 当該指定訪問介護事業所において、 訪問介護員等に対し、 虐待の防止のための研修を定期的に

前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

実施すること

第十七条の三において準用する条例」と読み替える」に改める。 第三十三条の三中 「読み替える」を「、第三十条の二及び第三十三条中「条例」とあるのは「条例

第四十条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。 第三十四条第二項中「第三十二条第一号」を「第三十条の二並びに第三十二条第一号」に改める。

虐待の防止のための措置に関する事項

第四十条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第四十条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよ う、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければなら

問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪

ために必要な措置を講じなければならない。 を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保 准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格

4 要な措置を講じなければならない たものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において

及び第三十三条」に改める。 第四十二条中「、第二十四条」を「、第二十四条の二」に、「、第三十三条」を「、第三十条の二

条から第三十一条まで」に、「等」と、第三十三条」を「等」と、第三十条の二、第三十三条」に改 第四十三条中「、第二十四条」を「、第二十四条の二」に、 「第三十条、第三十一条」を 「第三十

第五十三条中第七号を第八号とし、 第六号の次に次の一号を加える。

(15)

虐待の防止のための措置に関する事項

第五十五条中「第三十三条中」を「第三十条の二及び第三十三条中」に改める

場合にあっては、 ものとする。 第五十七条第五号中 ただし、 テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を 利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する 「構成される会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができる

第五十九条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える

虐待の防止のための措置に関する事項

第六十一条中「第三十三条中」を「第三十条の二及び第三十三条中」に改める。 第六十四条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第四号を第七号とし、第三号の次に

次の三号を加える。

四

ビスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。 要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場 合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言につい 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必 居宅サー

ては、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない

した文書を交付して行わなければならない。 介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、

第六十四条に次の一項を加える

3

歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるもの

機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身

 $\stackrel{-}{\sim}$ 族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家

適切なサービスを提供する 常に利用者の病状、 心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、 利用者に対し

録を作成するとともに、 それぞれの利用者について、 医師又は歯科医師に報告する 提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記

第六十五条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える

虐待の防止のための措置に関する事項

第七十四条第三項に後段として次のように加える。第七十三条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。第六十七条中「利用者」と、」の下に「第三十条の二及び」を加える。

ればならない。 ればならない。 おり、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなける者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなける者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなける者を除く。)に対し、認知症分費に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ、介護福祉士、その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、

第七十四条に次の一項を加える。

非置を講じなければならない。 4 指定通所介護印業者は、適切な指定通所介護か書されることを防止するための方針の明確化等の必要なたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要なたものにより通所介護とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通常が表現。 4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において

なければ」に改め、同項に次の各号を加える。 第七十七条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じ

催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

第七十七条の次に次の一条を加える。

ための研修及び訓練を定期的に実施すること

(地域との連携等)

活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 第七十七条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な

業に協力するよう努めなければならない。 
らの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事 
指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者か

護の提供を行うよう努めなければならない。 して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対

第八十一条中「第二十六条から第三十一条まで」を「第二十四条の二、第二十六条から第三十九条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第二十四条第三項及び第四項」に、「第二十六条第一項」に、「第二十六条第三項中」を「第三十六条第三項及び第二十六条第三項中」に、「及び第二十六条第三項上、「第二十二条第三項及び第二十六条第三項中」に、「及び第二十六条第三項及び第三号中、「第二十四条第三項及び第四項」に、「第二十六条第一項」に、「及び第二十十十十四条第三項及び第四項」に、「第二十六条第一項」に、「及び第二十十十十四条第三項及び第三号中、「第二十四条第三項及び第四項」と、第二十八条第一号」を「第二十四条第一項」に、「及び第二十十十十十四条第二項及び第四項」を「第二十二条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」を「第二十四条の二、第二十六条から第二十九条第二号」に改める。

者」と、第三十三条」に改める。 (第二十条、」を「発第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業項において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「条例第五十九条第一条の二」に、「と、第三十三条」を「第三十条、第二十四条の二、」に、「第三十条」を「第三十第」と、第三十二条第一項中「第二十条、」を「第三十条、第二十四条の二、」に、「第三十条」を「第三十

第百二条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

ければ」に改め、同項に次の各号を加える。第百三条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じな

を整備すること。 一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針

染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感

に改め、「第七十四条第三項」の下に「及び第四項」を加える。第百五条中「第二十条」の下に「、第二十四条の二」を加え、「、第四条」を「、第四条第一項」

第百六条第一項第一号から第五号までの規定中「一人以上」を「一以上」に改め、同条第五項中「並

宮

号外第14号

七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。 うち一人以上は、 6 職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第 あっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーショ な連携により看護職員を確保することとする。 指定短期入所生活介護事業者は、 (併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接 常勤でなければならない」に改め、 項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、 常勤でなければならない。 第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった場合で 同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、 また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち 常勤でなければならない」を 人以 の

第百八条第一項第二号イ中「第五十一条」を「第五十一条第一項」に改め、 同号口中「第五十一条\_

を「第五十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第百二十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

報

虐待の防止のための措置に関する事項

百二十五条」とあるのは「第百三十五条」と」を削る。

に改める 第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替える」 条中」に改め、「第七十四条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「読み替える」を「、第七十七条 条第二項を除く。)」を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二第二項、第二十六条第一項中」に、 「第三十三条中」を「第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」 第百二十五条中「第十九条」の下に「、第二十四条の二」を、「第三十一条まで」の下に「(第三十 同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第三十三

壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない」を削る い居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる むね十人以下とし、 第百二十六条第一項第一号イ②中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておお 一十五人を超えないものとする」に改め、同号イ③中「。また、ユニットに属さな

第百三十二条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える

虐待の防止のための措置に関する事項

第百三十三条第四項に後段として次のように加える

ために必要な措置を講じなければならない。 を有する者その他と 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 これに類する者を除く。)に対し、 介護支援専門員、 法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる 全ての短期入所生活介護従業者 (看護

(17)

三十三条に次の一項を加える。

5

例第七十七条において準用する条例」と、同条第八項」に、 において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者」と、第百六条第一項中「条例」とあるのは「条 条第七項」を「第七十七条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「第百三十五条 五条において準用する第百六条第一項各号に掲げる従業者」と、第三十三条及び第七十六条」に、 十七条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは 条第二項を除く。)」を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二第二項、 「第三十三条、第七十六条及び第百六条第一項」を「第三十条の二中「条例」とあるのは 第百三十五条中「第十九条」の下に「、第二十四条の二」を、「第三十一条まで」の下に「(第三十 防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない 務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業 適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確 「第六項」を「第七項」に改め、「、 第二十六条第一項中」に、 「第百三十 「条例第七

を「と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第七十八条の三において準用する条例」と、同条 う。)」と、」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「」を削り、「という。)」 十八条の三において準用する条例」と、第七十七条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」と の下に「及び第四項」を加え、「第百九条第一項」を「第七十六条中「条例」とあるのは「条例第七 中 第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第三十三条 のは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」とい あるのは 三十条第二項を除く。)」を、「において、」の下に「第二十四条の二第二項中「訪問介護員等」とある 第百三十五条の三中「、第十九条」の下に「、第二十四条の二」を、「第三十一条まで」の下に 「条例」とあるのは「条例第七十八条の三において準用する条例」に改め、「第七十四条第三項」 「共生型短期入所生活介護従業者」と、第百九条第一項」に改める

三条中」を「第三十条の二中 七十七条第二項第一号及び第三号中 三十三条中」 第三十条の二」に、 第百四十条中「、第十九条」の下に「、第二十四条の二」を加え、「第三十条」を「第三十条第 第百三十六条第一項第一号から第四号までの規定中「一人以上」を「一以上」に改める。 に改め、 「第二十六条中」を「第二十四条の二第二項、 「訪問介護員等」とあるのは 「第七十四条第一 「条例」とあるのは 「通所介護従業者」とあるのは 二項」の下に 「条例第八十二条において準用する条例」 「第百三十六条第 「及び第四項」を加え、 第二十六条第一項中」に、 「第百三十六条第一項各号に掲げ 項各号に掲げる従業者」 第

第百五十一条中第七号を第八号とし、第る従業者」と、第百九条第一項」に改める

第百五十一条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

虐待の防止のための措置に関する事項

第百五十四条中「第十九条」の下に「、第二十四条の二」を、「第三十一条まで」の下に「(第三十三条中」に改め、「第二十二条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第百九条中」を「第百三条第二と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三十三と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三十三と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三十三条中」に改め、「第七十四条第三項」の下に「、第二十四条の二」を、「第三十一条まで」の下に「(第三十年)の下に「、第二十四条の二」を、「第三十一条まで」の下に「(第三十二条第二項中」に改める。

第百六十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百六十一条第四項に後段として次のように加える。

ために必要な措置を講じなければならない。を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるを有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるを有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるを有する者その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護ために必要な措置を講じなければならない。

第百六十一条に次の一項を加える。

第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者」と、第百九条第一項中」に改のは「第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者」と、第三十三条及び」に、のは「第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者」と、第三十三条及び」に、のは「第百六十三条において準用する第百四十一条各号に掲げる従業者」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「第百六十三条中「第十九条第一項中」に、「第三十三条及び」を「第三十条の二中「条例」とあるない。第二十三条中「第十九条」の下に「、第二十四条の二」を加え、「第二十六条中」を「第二十四第百六十三条中「第十九条」の下に「、第二十四条の二」を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二」を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二」を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二」を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二」を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二」を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二」を加え、「第二十六条中」を「第二十四条の二」を加え、「第二十二条中」を「第二十四条の二」といる。

のとする。)」を加える。 第百七十一条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)

第百九十九条に次の

一項を加える

虐待の防止のための措置に関する事項

第百七十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

虐待の防止のための措置に関する事項

第百七十八条第四項に後段として次のように加える。

を講じなければならない。 を講じなければならない。 を講じなければならない。 を講じなければならない。 を講じなければならない。 に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置 護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他 を講じなければならない。

第百七十八条に次の一項を加える。

5

針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観

第百八十二条中「第十九条」の下に「、第二十四条の二」を加え、「第三十一条まで」を「第二十一条まで、第三十条の二、第三十一条」に、「第二十一条」に、「第二十一条」に、「第二十一条」に、「第二十十八条中」を「第二十四条の二第二項及び第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条」に、「第二十六条中」を「第二十四条の二第二項及び第二十九条まで、第三十条の二、第三十一条」の下に「、第二十四条の二」を加え、「第三十一条まで」を「第二十九条まで」を「第二十一条まで」を「第二十一条まで」を「第二十一条まで」を「第二十一条まで」を「第二十一条まで」を「第二十一条まで」を「第二十一条まで」を「第二十一条まで」を「第二十一条まで」を「第二十一条まで」を加え、「第三十一条まで」を「第二十一条まで)を「第二十十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十二十一条まで)を「第二十一十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条まで)を「第二十一条までもを「第二十一条までもを「第二十一条までもを「第二十一条までもを「第二十一条までもを「第二十一条まを「第二十一条までもを「第二十一条まを「第二十年を「第二十年を「第二十年を「第二十年を「第二十年を「第二十年を「第二十十二年を「第二十年を「第二十年を「第二十十年を「第二十年を「第二十年を「第二十十十十十年を「第二十十十十一年を「第二十十一十年を「第二十十十一年を「第二十十十十十一年を「第二十十一年を「第

第百八十七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える

虐待の防止のための措置に関する事項

中 三十条の二中「条例」とあるのは「条例第百四条において準用する条例」と、 例第百四条において準用する条例」と、 護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第百六十五条第一項中 十五条第一項」を削り、 員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二十六条第一項中」に、「第三十三条中」を 条まで、第三十条の二、第三十一条」に、「第二十六条中」を「第二十四条の二第二項中 第百九十条中「第十九条」の下に「、第二十四条の二」を加え、「第三十一条まで」を 第百九十六条中第六号を第七号とし、 「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十三条中」に改め、 「第百六十九条第二項」を「第七十七条第二項第一号及び第三号中「通所介 第五号の次に次の一項を加える。 第百六十九条第二項」 に改める。 「条例」とあるのは 同条第一号及び第三号 「及び第百六

当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する

当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延

二百条中第二項を第三項とし、 第一項の次に次の一項を加える。 の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること

に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示 に代えることができる。 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所

条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十三条中」に改 専門相談員」と、第三十条の二中「条例」とあるのは「条例第百十条において準用する条例」と、同 第四項」に、 「利用」と」の下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」 |百二条中「第十九条」の下に「、第二十四条の二」を加え、「及び第二項」を「、第| 「第三十三条中」を「第二十四条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具 一項及び

2

所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加え、「第百十二条において」を「第百十 るのは「福祉用具専門相談員」と、第三十三条中」に改め、「利用」と」の下に「、同条第四項中「通 第三十一条まで」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第三十三条中」を「第二十四条 るのは「条例第百十二条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあ の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十条の二中「条例」とあ 一条第一項において」に改める 第二百三条第一項中「第十九条」の下に「、第二十四条の二」を加え、「、第三十一条」を「から

一百十 「訪問介護員等」とあるのは とあるのは 一号及び第三 に 一条中「第十九条」の下に「、第二十四条の二」を加え、 「第四条」を「第四条第一 三号中 「条例第百十七条において準用する条例」と、 「訪問介護員等」とあるのは 「福祉用具専門相談員」と」を加え、 項」に改め、 「「利用者」と」の下に「、 「福祉用具専門相談員」と、 同条第一号及び第三号中 「及び第二項」を「、 「第三十三条中」を 第二十四条の二第 第三十条の二中 第一 「訪問介 「同条 一項及

> 条第四項中「通所介護従業者」 護員等」とあるのは 「福祉用具専門相談員」と、 とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。 第三十三条中」 に改め、 「利用」 ځ の 下 に

> > 同

本則に次の一章を加える。

又はまん延

### 第十四章

電磁的記録等

第

によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用 については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚 六十九条第一項(第百九十条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。) 第百九十条、第二百二条、第二百三条及び第二百十一条において準用する場合を含む。)及び第百 条、第百三十五条、第百三十五条の三、第百四十条、第百五十四条、第百六十三条、第百八十二条、 十五条、第六十一条、第六十七条、第七十九条、第八十一条、第九十六条、第百五条、第百二十五 されるもの(第六条第一項(第三十三条の三、第三十四条第二項、 れた紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載さ 他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、 に供されるものをいう。)により行うことができる。 一百十二条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、 第四十二条、第四十三条、第五

とができない方法をいう。)によることができる を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 いて書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾 締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定にお 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、 磁気的方法その他人の知覚によって認識するこ

(施行期日

この規則は、 令和三年四月一日から施行する。

1

経過措置

2 百 第六十五条、第七十三条(改正後の第八十一条及び第九十六条において準用する場合を含む。)、 正後の第二十二条 この規則の施行の日 条、 一十一条(改正後の第百三十五条の三及び第百四十条において準用する場合を含む。)、 (改正後の第四十三条において準用する場合を含む。) (改正後の第 。 以 下 「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間における改 二十三条の三及び第三十四条第一 二項において準用する場合を含 第五十三条、

置に関する事項を除く。)」とする。 置に関する事項を除く。)」とする。 の規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めてらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めて後の第二百三条及び第二百十一条、第百六十条、第百七十七条、第百八十七条及び第百九十六条(改正第百三十二条、第百五十一条、第百六十条、第百八十七条及び第百九十六条(改正

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十四条の二(改正後の第三十三条、第三十四条第二項、第四十二条、第百八十二条、第百九十条、第二百二条、第二百三条、第百四十条、第百五十四条、第百六十三条、第百八十二条、第百九十条、第二百二条、第二百三条及び第二百十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第二十四条の二、の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

るのは、「講じるよう努めなければ」とする。 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四十条の二第三項(改正後の第四十条、第五二十五条、第百二十五条、第百六十一条第四項及び第百七十八条第四項(改正後の第百九十条合む。)、第百十五条、第百六十一条第四項及び第百七十八条第四項(改正後の第百九十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案する改正後の第百六条第一項第三号及び第百三十三条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定ニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、改正後の第百三十五条において準用ニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、改正後の第百三十五条において準用ニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者は、改正後の第百三十五条において準用ニットを整備する工作の第一項第一号イ②の規定に基づき利用定員が十人を超えるユーザー

して職員を配置するよう努めるものとする。

7

に限る。)の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。おいて「居室等」という。)であって、改正前の第百二十六条第一項第一号イ(3)(後段に係る部分の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この項にこの規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行

**冷和三手三引三十一日** る規則をここに公布する。 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正す

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

## ○宮城県規則第六十八号

正する規則 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改

宮城県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年

目次中「第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設(第四十条-第五十条)」を「第三章 ユニッ

型指定介護老人福祉施設(第四十条-第五十条)

五十一条

ビス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生福祉施設をいう。)を併設する場合の介護職員を除き」を削り、同条第九項中「指定地域密着型サービス基準」という。)第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人電祉施設を入員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指ニット型指定介護老人福祉施設(指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)を併設する場合の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「、ユ第二条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「、ユ第二条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「、ユ

電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。 第十二条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ

労働省令第三十四号)」に改める

う。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なけれ行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」とい第十三条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して

ばならない。)」を加える

第十八条の次に次の二条を加える。

第十八条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生 活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 (口腔衛生の管理)

第十八条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営 画的に行わなければならない むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計

第二十五条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

虐待の防止のための措置に関する事項

第二十六条第三項に後段として次のように加える。

報

除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければな 援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を その際、 当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、 介護支

第二十六条に次の一項を加える

4 置を講じなければならない を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措 おいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、 職場に

第二十六条の次に次の一条を加える

(業務継続計画の策定等

第二十六条の二 指定介護老人福祉施設は、 を講じなければならない 図るための計画 定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指

及び訓練を定期的に実施しなければならない 指定介護老人福祉施設は、 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修

(21)3 変更を行うものとする。 指定介護老人福祉施設は、 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画

> 十一条各項」に改める。 一十八条第一項中 「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中 「第十一条」 を

訓練」を加え、同項第四号中「及び」を「又は」に改める。 のとする。)」を加え、同項第三号中 第二十九条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも 「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための

第三十一条に次の一項を加える。

2

えることができる。 え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備

る。)」を加え、同条に次の一号を加える 第三十六条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす

前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十六条の次に次の一条を加える

(虐待の防止

第三十六条の二 条例第十五条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする

置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果につい 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装

て、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること

当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研 修を定期的に実施すること

前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

すこと」を「十・六五平方メートル以上とすること」に改め、同号イ⑶に次のただし書を加える。 ておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ⑶中「次のいずれかを満た 第四十一条第一項第一号イ②ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則とし

ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること

第四十二条第一項第一号イ(3中()及び(i)を削る

第四十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える

虐待の防止のための措置に関する事項

第四十八条第四項に後段として次のように加える。

当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者 (看護師、

なければならない。 、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに

第四十八条に次の一項を加える。

の必要な措置を講じなければならない。
5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点か
5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点か

六条の二」を加える。 第五十条中「第二十四条まで」の下に「、第二十六条の二」を、「第三十六条」の下に「、第三十

本則に次の一章を加える。

### 第四章 雑則

(電磁的記録等)

表例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。五十条において準用する場合を含む。)及び第九条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)及び第九条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)をび第九条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)をができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。五十条において準用する場合を含む。)をができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)を対して、当該書面に係る電磁的記録で表的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で表的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で表して、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

ことができる。 (電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) による (電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以

#### **阼**

(施行期日)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

( 能過措置

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間における改

わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。三(改正後の第五十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行正後の第十八条の二(改正後の第五十条において準用する場合を含む。)及び改正後の第十八条の

待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。 に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項

3

- お行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十六条第三項及び第四十八条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めない。」とする
- めるものとする」とする。

  があるものとする」とする。

  があるものとする」とする。

  があるものとする」とする。

  があるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるじなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるじなければ」とあるのは「達じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「行うよう努力を対している。
- とあるのは、「置くよう努めること」とする。において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第三十六条第四号中「置くこと」において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第三十六条第四号(改正後の第五十条
- 職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護外を整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、改正後の第二条第一項第三号イ及び第四十八条 当分の間、改正後の第四十一条第一項第一号イ(2)の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニッ
- たしている居室等については、なお従前の例による。 おいて「居室等」という。)であって、改正前の第四十一条第一項第一号イ(3)iiの規定の要件を満おいて「居室等」という。)であって、改正前の第四十一条第一項第一号イ(3)iiの規定の要件を満たしている居室等。という。)であって、改正前の第四十一条第一項第一号イ(3)iiの規定の規定の規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行
- に、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するととも条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者又条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その従業者又

宮

城

県

指定介護療養型医療施設の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

○宮城県規則第六十九号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改

宮城県知事

村

井

嘉

浩

正する規則

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

宮城県規則第三十五号)の一部を次のように改正する 第二条第一項第一号イ中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同号中ホをへとし、ニ

の次に次のように加える 一条第一項第三号イ中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同号中へをトとし、 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあっては、一以上 ホ

報

の次に次のように加える。

公

定介護療養型医療施設にあっては、一以上 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床が百以上の指

電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。 第十二条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ

という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得 行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」 なければならない。)」を加える 第十三条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して

第十五条の次に次の二条を加える。

第十五条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日 常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければなら

(口腔衛生の管理)

(23)第十五条の三 を営むことができるよう、 指定介護療養型医療施設は、 口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管 入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活

理を計画的に行わなければならない

第二十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える

- 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第 二項に後段として次のように加える。

支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者 その際、 当該指定介護療養型医療施設は、 全ての従業者(看護師、 准看護師、介護福祉士、

を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ

第二十四条に次の一項を加える

(平成二十五年

において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範 措置を講じなければならない。 囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場

第二十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対す 業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講じなければならない。 る指定介護療養型医療施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の

2 修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研

3 指定介護療養型医療施設は、 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画

のとする。) 」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための 第二十七条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも の変更を行うものとする

第二十九条に次の一項を加える

訓練」を加える

に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 に代えることができる 指定介護療養型医療施設は、 前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設 同項の規定による掲示

る。)」を加え、同条に次の一号を加える 第三十三条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす

(書寺の坊上)第三十三条の次に次の一条を加える。 第三十三条の次に次の一条を加える。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十三条の二 条例第十四条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果につ当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話

3

- 二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること
- 研修を定期的に実施すること。 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第三十六条の次に次の一条を加える

(電磁的記録等)

第三十七条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののう第三十七条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定された紙その他の有体物をい及び第九条第一項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係及び第九条第一項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係及び第九条第一項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものにから、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定された。 (以下「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定された。 (以下「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定された。

5、第五号の次に次の一号を加える。 附則第十一項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第六号を第七号と

介護療養型医療施設にあっては、一以上、業士又は管理栄養士、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床が百以上の指定

附ョル

(施行期日)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2

- とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。 正後の第十五条の二及び第十五条の三の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」。 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間における改
- 置に関する事項を除く。)」とする。おくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措は、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めて、施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十三条の規定の適用について
- いては、同条中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十四条第三項の規定の適用につ
- あるのは「行うよう努めるものとする」とする。施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とでは、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実体行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十四条の二の規定の適用につい
- ては、同号中「置くこと」とあるのは、「置くよう努めること」とする。 6 施行日から令和三年九月三十日までの間における改正後の第三十三条第四号の規定の適用につい

公布する。 防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに指定介護予防サービス等に係る介護予

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

### ○宮城県規則第七十号

護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介

十六号)の一部を次のように改正する。 防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三指定介護予防サービス等に係る介護予

第三十九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十九条の二第三項に後段として次のように加える。

報

に必要な措置を講じなければならない。

「は必要な措置を講じなければならない。

「は必要な措置を講じなければならない。

「は知し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるためする者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるためする者その際、当該指定介護予防訪問入浴介護専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有との際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、

第三十九条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつら、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

宮

(業務継続計画の策定等)

従い必要な措置を講じなければならない。横三十九条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に期の業務再開を図るための計画に対して、利用

- て周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。2(指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画につい
- 第三十九条の三に次の一項を加える。

(25)

- 生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発
- 結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を
- 整備すること。 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を
- の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症

第三十九条の四に次の一項を加える。

の見ぎによら易さに代えらいなどである。 問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項目入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項 の見ぎによら易さに代える。

第三十九条の八の見出し中「連携」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加えるの規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の八の次に次の一条を加える。 
る利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。 
建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住す 
建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住す

(虐待の防止)

第三十九条の八の二 条例第二十二条の七の規則で定める措置は、次のとおりとする

- 結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テ
- 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること
- 防止のための研修を定期的に実施すること。 当該指定介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の
- 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

二及び第四十条」に改める。 四十三条中「第三十九条の四」を「第三十九条の四第一項」に、「第四十条」を「第三十九条の

第五十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

- 護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看
- 3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなけ
- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場

条の四第一項」に、「第四十二条中」を「第三十九条の八の二及び第四十二条中」に改める。第五十四条中「第三十九条の二」を「第三十九条の二の二」に、「第三十九条の四」を「第三十九

第五十六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

加える。

加える。

加える。

加える。

加える。

あるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。「第三十九条の八の二及び第四十二条中」に、「読み替える」を「、第五十条の二中「看護師等」と七条及び第五十条の二」に、「第三十九条の四」を「第三十九条の四第一項」に、「第四十二条中」を第五十九条中「第三十九条の二」を「第三十九条の二の二」に、「及び第四十七条」を「、第四十

第六十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第六十四条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第四号を第七号とし、第三号の次に

**5 | 四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供さ外 |** 

ビス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。ら求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サールるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者かれるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者か

- ついては、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言に
- 記載した文書を交付して行わなければならない。 予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を、前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護

第六十四条に次の一項を加える。

- よるものとする。 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところに
- のとする。 者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うも者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うも、利用
- はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又
- 四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やか

に診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする

あるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。「第三十九条の八の二及び第四十二条中」に、「読み替える」を「、第五十条の二中「看護師等」と七条及び第五十条の二」に、「第三十九条の四」を「第三十九条の四第一項」に、「第四十二条中」を第六十五条中「第三十九条の二」を「第三十九条の二の二」に、「及び第四十七条」を「、第四十

第八十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十三条の二第三項に後段として次のように加える。

な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的ション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令を研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

ば」に改め、

同項に次の各号を加える

第八十四条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなけれ業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

宮

あって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの第八十三条の二に次の一項を加える。

従業者に周知徹底を図ること。
 おむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーションおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のた 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のた

めの指針を整備すること。 二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のた

報

め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。 
戦員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改なければならない」を加え、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護なければならない」を加え、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない」を加え、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のうち一人以上」に改め、「で数して、「のうち」人以上」に改め、同条第五項中「並第九十条第一項第一号から第五号までの規定中「一人以上」を「一以上」に改め、同条第五項中「並

含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかった

五十八条の二」を「第五十八条の二第一項」に、「同条」を「同項」に改める。(第九十二条第一項第二号イ中「第五十八条の二」を「第五十八条の二第一項」に改め、同号ロ中

(27)

第九十七条中第九号を第十号とし、

第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

ければ」に改め、同項に次の各号を加える。第九十八条の二第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じな

- 徹底を図ること。

  、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対
- 針を整備すること。 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指
- し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対

第百八条中「第三十八条」の下に「、第三十九条の二の二」を、「第二十九条の二第三項」の下に「及び予防短期入所生活介護従業者」と、第四十二条中」に改め、「第八十三条の二第三項」の下に「及びいて準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護ではおいて準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三十九条の四第三項中「介護が助力の一、第四十二条中」を「第三十九条の二の二第二項中「介三十九条の八条一「第三十八条」の下に「(第三十九条の二の二」を、「第三十九条の二の二の三」を、「第三十九条の九まで」の下に「(第三十九条の八条中「第三十八条」の下に「(第三十九条の八条中「第三十八条」の下に「(第三十九条の八条中「第三十八条」の下に「(第三十九条の八条中「第三十八条」の下に「(第三十九条の八条中「第三十八条」の下に「(第三十九条の八条中「第三十八条」の下に「(第二十九条の八条中「第三十八条」の下に「(第二十九条中」を加える。

ついて、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない」を削る。室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁に十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)中「。また、ユニットに属さない居第百九条第一項第一号イ(2)中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね

第百十一条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

- 虐待の防止のための措置に関する事項

第百十二条第四項に後段として次のように加える。

研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な行護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で不の際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活

百十二条に次の一項を加える

5

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生

とあるのは「条例第七十二条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入 護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは 三十九条の八第二項を除く。)」を加え、「第三十九条の四中」を「第三十九条の二の二第二項中「介 第四十二条」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第六項まで」を「第七項まで」に、「第五号」 浴介護従業者」とあるのは「第百十七条において準用する第九十条第一項各号に掲げる従業者」と、 従業者」と、第三十九条の四第一項中」に、「と、第四十二条」を「と、第三十九条の八の二中「条例」 第百十七条中「第三十八条」の下に「、第三十九条の1 就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 た言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の 活介護の提供を確保する観点から、 「同条第五号」に改める 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし 「第百十七条において準用する第九十条第一項各号に掲げる 二の二」を、「第三十九条の九まで」の下に「(第

同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活 介護従業者」に改め、「第八十三条の二第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び第九十六条」を に改め、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「」を削り、「という。)」を 従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第三十九条の四第一項中」 項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる 下に「(第三十九条の八第二項を除く。)」を加え、「第三十九条の四中」を「第三十九条の二の二第二 「、第九十六条並びに第九十八条の二第二項第一号及び第三号」に改める。 「と、第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例第七十三条の三において準用する条例」と、 第百十七条の三中「第三十八条」の下に「、第三十九条の二の二」を、「第三十九条の九まで」の

三十九条の四第一項中」に、 二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第百十八条第一項各号に掲げる従業者」と、 第七十七条において準用する条例」と、 七第二項及び第三十九条の八第二項を除く。)」に、 第三十九条の七第一項、第三十九条の八、第三十九条の九」を「第三十九条の九まで(第三十九条の 第百二十二条中「第三十八条」の下に「、第三十九条の二の二」を加え、「第三十九条の六まで、 第百十八条第一項第一号から第四号までの規定中「一人以上」を「一以上」に改める。 「第百十八条第一項各号に掲げる従業者」と、第四十二条中」に改め、「第八十三条の二第 「第四十二条中」を「第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例 同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」と 「第三十九条の四中」を「第三十九条の二の二第 第

二十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える

七

虐待の防止のための措置に関する事項

に改める。 ビリテーション従業者」とあるのは「第百二十三条各号に定める従業者」と、 び第四項」を加え、「第九十三条中」を「第八十四条第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハ 条において準用する条例」と、 の四第一項中」に、 「第百二十三条各号に定める従業者」と、第四十二条中」に改め、「第八十三条の二第三項」の下に「及 第百三十五条中 「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは 「(第三十九条の八第二項を除く。)」を加え、 「第三十八条」の下に「、 「第四十二条中」を「第三十九条の八の二中 同条第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは 第三十九条の二の二」を、 「第百二十三条各号に定める従業者」と、 「第三十九条の四中」を「第三十九条の 「条例」とあるのは 「第三十九条の九まで」 第九十三条第一項中」 「条例第八十三

中 に

第百三十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

虐待の防止のための措置に関する事項

第百三十八条第四項に後段として次のように加える。

研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な 介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養

第百三十八条に次の一項を加える。

5 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければな 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護 養介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療

中 定める従業者」と、第三十九条の四第一項中」に、 中 に 予防訪問入浴介護従業者」とあるのは 第百四十三条中「第三十八条」の下に「、第三十九条の二の二」を、 「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、 「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第百四十三条において準用する第百二十三条各号に 「(第三十九条の八第二項を除く。)」を加え、「第三十九条の四中」を「第三十九条の二の二第) 第四十二条」に改める 「第百四十三条において準用する第百二十三条各号に定める従 「と、第四十二条」を「と、第三十九条の八の二 同条第一号及び第三号中「介護 「第三十九条の九まで」の下 項

とする。)」を加える 第百五十条の二第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

第百五十二条第四項に後段として次のように加える。 第百五十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。 虐待の防止のための措置に関する事項

るために必要な措置を講じなければならない。 格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ 護師、 その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看 准看護師、 介護福祉士、介護支援専門員、 法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資

第百五十二条に次の一項を加える。

の下に「(第三十九条の八第二項を除く。)」を加え、「第三十九条の四中」を「第三十七条及び第三十 十八条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特 第三十九条の四第一項中」に、「第三十七条中」を「第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条 九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、 5 .第九十四条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号中」に、「読み替える」を「、第九 第百六十一条中「第三十八条まで」の下に「、第三十九条の二の二」を、「第三十九条の九まで」 ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 あって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害され 提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の

第百六十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

定施設従業者」と読み替える」に改める

虐待の防止のための措置に関する事項

例第九十九条において準用する条例」と、同条第一号及び第三号」に、「、第八十三条の四及び第百 九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設従業者」 の下に「(第三十九条の八第二項を除く。)」を加え、「第三十九条の四中」を「第三十七条及び第三十 第百六十九条中「第三十八条まで」の下に「、第三十九条の二の二」を、 一号及び第三号中 第三十九条の四第一項中」に、「第三十七条」を「第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条 一項」を「及び第八十三条の四」に、「第百四十九条第二項」を「第九十八条の 第百四十五条第一項中 「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防 一項」に改める 「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する 「第三十九条の九まで」 一第二項

第百七十三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える

(29)

第百七十六条に次の 虐待の防止のための措置に関する事項 一項を加える

- 生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発
- 検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を
- 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を

に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

- 整備すること
- 三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、 びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること 感染症の予防及

第百七十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えること 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、

と、第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例第百五条において準用する条例」と、 を「第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」 るのは「福祉用具専門相談員」と」を加える 中」に改め、「利用」と」の下に「、同条第四項中 号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十二条 二項及び第四項」に、「、第三十五条の十三」を「、第三十五条の十三第一項」に、「第四十二条中」 第百八十一条中「第三十八条」の下に「、第三十九条の二の二」を加え、「及び第二項」を「、 「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあ

百七条第 従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十九条の八の二中「条例」とあるのは「条例第 五条の十三第一項」に、「第四十二条中」を「第三十九条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護 に、「及び第二項並びに」を「、第二項及び第四項並びに」に、「、第三十五条の十三」を「、第三十 三十九条の九」を「第三十九条の二の二から第三十九条の九まで(第三十九条の七第二項を除く。)」 第百八十二条中「第三十九条の五、第三十九条の六、第三十九条の七第 「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは 一項において準用する条例」と、 「福祉用具専門相談員」と、第四十. 「第三十八条」の下に「、第三十九条の二の二」 同条第一号及び第三号中 一条中」に改め、 「福祉用具専門相談員」と」を加える。 を加え、 「利用」と」の下に「、同条第四項 「介護予防訪問入浴介護従業者」 「及び第二項」を「、 項、 第三十九条の八、 第二

祉用具専門相談員」と」を加える 改め、「利用」と」の下に「、同条第四項中 第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」 九条の二の一 項及び第四項」 十九条の八の二中「条例」 二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、 に、 「第三十五条の三」を「第三十五条の三第 「条例第百十三条において準用する条例」と、同条第一号及び 「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福 とあるのは 「福祉用具専門相談員」と、第四十二条中」に 項 に、 「第四十二条中」を 「第三十 第三

本則に次の一章を加える。

### 第十四章 雑則

### (電磁的記録等)

保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、は想定されるもの(第三十五条の五第一項(第四十三条、第五十四条、第五十九条、第古四十三条、第百六十一条、第百六十九条、第百八十二条、第百八十二条、第五十九条、第五十九条、第百四十三条、第百六十一条、第百二十九条、第五十九条、第六十五条、第合を含む。)及び第百四十九条第一項(第百六十九条において準用する場合を含む。)並びに次項場合を含む。)及び第百四十九条第一項(第百六十九条において準用する場合を含む。)並びに次項場合を含む。)及び第百四十九条第一項(第百六十九条において準用する場合を含む。)並びに次項場合を含む。)及び第百四十九条第一項(第百六十九条において準用する場合を含む。)並びに次項場合を含む。)及び第百四十九条第一項(第百六十九条において準用する場合を含む。)並びに次項場合を含む。)及び第百四十九条第一項(第百六十九条において準用する場合を含む。)並びに次項場合を含む。)及び第百四十九条第一項(第百六十九条において準用する場合を含む。)並びに次項場合を含む。)が表によりできる。

4

5

#### 附則

#### (施行期日)

この規則は、令和三年四月一日から施行する

#### (経過措置

5 正後の第三十九条(改正後の第四十三条において準用する場合を含む。)、第五十条、第五十六条、予 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間における改

の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
の防止のための措置に関する事項を除く。)」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関 百七十三条(改正後の第百八十二条及び第百九十条において準用する場合を含む。)の規定の適用 百七十三条、第百十一条、第百二十六条、第百三十七条、第百五十一条、第百六十五条及び第第六十二条、第八十三条、第九十七条(改正後の第百十七条の三及び第百二十二条において準用す

施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第三十九条の二の二(改正後の第四

- 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第三十九条の三第三項(改正後の第第百八十二条及び第百九十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第三十九条の二の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第第三十九条の二の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第をする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 「講じるよう努めなければ」とする。「講じるよう努めなければ」とする。「講じるよう努めなければ」とする。「講じるよう努めなければ」とする。「講じるよう努めなければ」とする。「講じるよう努めなければ」とする。
- 正統行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第三十九条の二第三項(改正後の第四十三条において準用する場合を含む。)、第八十三条の二第三項(改正後の第百六十九条において準用する場合を含む。)の 別定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。おいて「居室等」という。)であって、改正前の第百九条第一項第一号イ(3)(後段に係る部分に限る。)の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この項に7 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第七十一号

する見則

規則(平成三十年宮城県規則第百七号)の一部を次のように改正する。 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する

目次中「第三章 ユニット型介護医療院(第四十一条-第五十二条)」を 「第三章 ユニット型介護医療院(第四十一条-第五十二条)」を 「第三章 ユニット型介

護医療院(第四十一条-第五十二条)

条) に改める。

を除き」を削る。 ・ な除き」を削る。 ・ な除き」を削る。 ・ ないる場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員 でいる場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員 を除き」を加え、同条第三項ただし書中「、介 の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「、介

十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。第四条第一項第二号イ中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同号ロ中「第十一条」を「第

装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。第十四条第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話

ばならない。)」を加える。 第十五条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して 第十五条第六項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して

第十八条の次に次の二条を加える。

(栄養管理

(31)

とができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。第十八条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むこ

(口腔衛生の管理)

なければならない。
きるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わきるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わ

第二十七条中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、第七号を第八号とし、第六号の次に

次の一号を加える。

虐待の防止のための措置に関する事項

第二十八条第三項に後段として次のように加える。

対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)にその際、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、

介護医療院は、適切な介護医第二十八条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性な

第二十八条の次に次の一条を加える

(業務継続計画の策定等)

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画第二十八条の二 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院

定期的に実施しなければならない。 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を

- 5のこかる。 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

第三十条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

のとする。)」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための第三十一条第二項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも

を加える。訓練」を加え、同条第三項中「平成三十年厚生労働省令第五号」の下に「。以下「省令」という。」

第三十三条に次の一項を加える。

第三十七条第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これを

る。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止

第三十七条の二 条例第十五条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする。

員その他の従業者に周知徹底を図ること。 して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職し 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

に実施すること。 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十三条第一項第二号イ中「第十一条」を「第十一第一項」に改め、同号ロ中「第十一条」を「第

十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十条第四項に後段として次のように加える。

らない。 おない。 おは、当該ユニット型介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければな 援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支

第五十条に次の一項を加える

たものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において

じなければならない。

の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十七条の二」を加える。第五十二条中「第十八条」を「第十八条の三」に改め、「第二十六条まで」の下に「、第二十八条

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

て、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 において準用する場合を含む。)及び第十条第一項(第五十二条において連用する場合を含む。)及び第十条第一項(第五十二条において準用する場合を含む。)及び第十条第一項(第五十二条において準用する場合を含む。)及び第十条第一項(第五十二条において準用する場合を含む。)並に次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子がに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子が方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であった、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 とができない方式で作られる記録であった。 電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることがで定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想

附則に次の一項を加える。

か、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほ行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第三条第一項第三号の病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を

附

(施行期日)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

1

(経過措置

の三(改正後の第五十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規正後の第十八条の二(改正後の第五十二条において準用する場合を含む。)及び改正後の第十八条2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間における改

3

に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐 適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十七条及び第四十九条の規定の 「行わなければ」とあるのは、 「行うよう努めなければ」とする。

待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

4 項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなけ 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十八条第三項及び第五十条第四

5 めるものとする」とする。 じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とある 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第二十八条の二第一項中「講 施行日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十八条の二(改正後の第五十二 ·は「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努

6 くようよう努めること」とする。 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「置くこと」とあるのは、 施行日から令和三年九月三十日までの間における改正後の第三十七条第四号(改正後の第五十二 置

の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。 の基準を満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員 整備するユニット型介護医療院は、改正後の第二条第一項第二号及び第三号並びに第五十条第二項 当分の間、改正後の第四十二条第一項第一号の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを

に実施するとともに、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的 一条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護医療院は、当該介護医療院において、 よう努めるものとする 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の第三十一条第二項第三号(改正後の第五十

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公

令和三年三月三十一日

(33)

○宮城県規則第七十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

七号)の一部を次のように改正する。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十

目次中「第十四章 児童家庭支援センター (第八十五条)」を 「第十四章 第十五章 雑則 児童家庭支援センター (第八十六条)

(第八十五条) に改める。

第四条の次に次の一条を加える

(業務継続計画の策定等)

第四条の二 障害児入所施設及び児童発達支援センター(以下「障害児入所施設等」という。)は、 続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継 画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 訓練を定期的に実施しなければならない。 障害児入所施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

3 を行うものとする。 障害児入所施設等は、 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更

第五条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 ないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延し

する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討

\_ 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備

ための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること 当該障害児入所施設等において、 従業者に対し、 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の

第十七条第三項、 第二十五条第一項及び第四十三条第二項中「を除く。)」の下に「若しくは大学院」

「学科」の下に「、研究科」を加える

少年おおむね五人」を「児童おおむね四人」に改め、 第五十条第二項中 「四・三」を「四」に改め、同条第八項中「乳幼児おおむね四人につき一人以上、 同条第十項中「を除く。)」の下に 「若しくは大

学院」 第六十三条第一項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「数以 を、 「学科」の下に「、研究科」を加える

同条第四項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改める。 上とする」を「数以上とし、 第七十一条第二項及び第七十七条第二項中「に同じ。)」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、

下に「、研究科」を加える。 本則に次の一章を加える。

### 第十五章 雑則

### (電磁的記録等)

第八十六条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、条例又は より行うことができる。 きない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することがで 条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、 形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この この規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図

#### 則

#### (施行期日

1 年七月一日から施行する この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、本則に一章を加える改正規定は、令和三

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四条の二の規定の適 あるのは「行うよう努める」とする 用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」と
- 3 適用については、 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第五条第三項の規定の 同項中「講じなければ」とあるのは、 「講ずるよう努めなければ」とする
- る基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十一号。 この規則の施行の際現に存する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 一項に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、 (令和三年宮城県条例第三十号)による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関す 以下「旧条例」という。)第四十三条 改

正後の第五十条第二項の規定にかかわらず、 令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によ

月三十一日までの間は、 せる福祉型障害児入所施設については、改正後の第五十条第八項の規定にかかわらず、令和四年三 この規則の施行の際現に存する旧条例第四十四条第三項に規定する主として盲ろうあ児を入所さ なお従前の例による。

5

6

とする。 項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」 に対する改正後の第六十三条第一項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、 この規則の施行の際現に存する旧条例第五十二条第一項に規定する福祉型児童発達支援センター

公布する。 障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例施行規則をここに

令和三年三月三十一日

## ○宮城県規則第七十三号

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例施行規則

宮城県知事

村

井

嘉

浩

第一条 この規則は、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条

第二条 条例第十一条第一項の助言又はあっせんを求める旨の申立てをしようとする者(以下「申立 出しなければならない。ただし、申立者が当該助言又はあっせん申立書の作成又は提出をすること 例(令和三年宮城県条例第三十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるも 者」という。)は、次に掲げる事項を記載した助言又はあっせん申立書(様式第一号)を知事に提 ができないことについて相当の理由があると知事が認める場合は、口頭で同項の申立てをすること のとする。 (助言又はあっせんの申立て)

- 障害を理由とする差別を受けたとされる者の氏名、住所及び申立者との関係
- び事業所の所在地 障害を理由とする差別をしたとされる者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及
- 障害を理由とする差別の概要

兀 求める措置の内容

ばならない。 ・第一項ただし書の規定により買りのないことを確認し、当該申立者に署名又は記名押印させなけれいて、陳述を受けた知事の指名する職員は、その陳述の内容を録取し、これを陳述をした申立者にをする場合には、申立者は、第一項各号に規定する事項を陳述しなければならない。この場合におる第一項ただし書の規定により口頭で条例第十一条第一項の助言又はあっせんを求める旨の申立て

明しなければならない。
てをしようとする場合は、当該申立てをすることが同条第二項第四号の規定に該当しないことを証す。障害のある人の家族その他の関係者が条例第十一条第一項の助言又はあっせんを求める旨の申立

(事実の調査)

の規定により知事が行う調査も、同様とする。 第三条 条例第十二条第一項の調査は、知事の指名する職員が行うものとする。条例第十三条第四項

3 前項の職員の証明書は身分証明書(様式第二号)に、同項の委員会の委員又は専門委員の証明書

(あっせんの開始)

宮

第四条 知事は、条例第十三条第一項の規定によるあっせんの求めを行った場合は、対象事案の当事第四条 知事は、条例第十三条第一項の規定によるあっせんの求めを行った場合は、対象事案の当事

に対し、速やかに、その旨及びその理由を通知するものとする。 2 知事は、条例第十三条第一項の規定によるあっせんの求めを行わないこととした場合は、申立者

(あっせん案の提示)

象事案の当事者に送付することにより行うものとする。 第五条 条例第十三条第六項の規定によるあっせん案の提示は、次に掲げる事項を記載した書面を対

あっせん案の内容及び理由

一 あっせん案に対する諾否の応答をすべき期限及びその方法

前二号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

(35)

(勧告の実施)

第六条 条例第十四条第二項の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものと

勧告の対象となる者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名

勧告の対象となる者の勧告に係る事業所の所在地

三 勧告の内容及び理由

四

Ŧî.

勧告に従う旨又は従わない旨の意思の表明をすべき期限及びその方法

前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

(公表)

次に掲げる事項について行うものとする。第七条条例第十五条第一項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により、

条例第十四条第二項の規定による勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の

日名)

二 勧告を受けた者の勧告に係る事業所の所在地

三 勧告の内容

四 勧告に従わなかったこと

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見聴取の手続)

第八条 行政手続条例(平成七年宮城県条例第三十号)第三章第二節の規定は、条例第十五条第二項第八条 行政手続条例(平成七年宮城県条例第三十一号)」と、「職員その他規則で定める者」とあるのは「職員」とあるのは「知恵」と、「不利益処分」とあるのは「公表」と、「条例等」とあるのは「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例(令とあるのは「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、「不利益処分」とあるのは「独身」とあるのは「知り規定は、条例第十五条第二項第八条 行政手続条例(平成七年宮城県条例第三十号)第三章第二節の規定は、条例第十五条第二項

(委任)

第九条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

村訓

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

徭

山

(第2

条関係

7城県知

#

礟

S その他参考となるべき事項

表め

る措置の内容

 $\sim$ Ξ 2

害を理由とす

る差別に係る事業所の所在地

名称及び代表者の氏名) される

幹

 $\omega$ 

舎を

理由とする差別の概

軍 天名 部を (X) 人にあっては、

3 申立者 理由とする差別をしたと との関係 2

Ξ 障害を理由とする差別を受けたとされる 氏名

定により, 次のとおり助言又はあっせんを求めます。

害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例第11条第1項の

# 岩石

住氏

話番号 所名 助言又はあっせん申立書

併

Д

様式第2号(第3条関係)

(表面)

号

身分証明書

所属 職名

上記の者は、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例第12条第1項の規定により対象事案に係る事実の調査を行う職員であることを証明する。

年 月 日交付

宫城県知事

印

第

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する 社会づくり条例(抜粋)

(事実の調査)

(事実の調査) 第12条 知事は、前条第1項の申立てがあったときは、当該申立 てがあった対象事案に係る事実の調査を行うものとする。 2 前項の対象事案の当事者(当該対象事案に関し、前条第1項 の申立てをした者及び第8条第1項又は第2項の規定に違反す る行為をしたとされる事業者をいう。以下同じ。)その他の関 係者(以下「対象事案関係者」という。)は、正当な理由があ る場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

(裏面)

(助言又はあっせん)

第13条 略

第13条 略
2 略
3 委員会は、あっせんのために必要があると認めるときは、第
1 項の規定によるあっせんの求めがあった対象事案に係る対象事案関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。
4 委員会は、必要があると認めるときは、知事に前項の調査の全部又は一部を行わせることができる。
5 対象事案関係者は、正当な理由がある場合を除き、第3項の調査(前項の規定により知事がその全部又は一部を行う場合を含む。次条において同じ。)に協力しなければならない。
6 から8 まで

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する 社会づくり条例施行規則(抜粋)

(事実の調査) 第3条 条例第12条第1項の調査は、知事の指名する職員が行う ものとする。条例第13条第4項の規定により知事が行う調査 も、同様とする。 2 前項の調査を行う職員及び条例第13条第3項の調査を行う委 員会の委員又は専門委員は、その身分を示す証明書を携帯し、 対象事案関係者の請求があったときは、これを提示しなければ ならない。 3 略

(注) 本証明書の大きさは、縦5.5センチメートル、横18.2センチメートルとする。

様式第3号(第3条関係)

氏名

(表面)

身分証明書

第 号

> (助言又はあっせん) 略

第13条 2 略

上記の者は、障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例第13条第3項の規定によりあっせんに必要な調査を行う宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会の委員又は専門委員であることを証明する。

年 月 日交付 宫城県知事

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する 社会づくり条例(抜粋)

(裏面)

印

障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する 社会づくり条例施行規則(抜粋)

- (事実の調査) 第3条 条例第12条第1項の調査は、知事の指名する職員が行う ものとする。条例第13条第4項の規定により知事が行う調査 も、同様とする。 2 前項の調査を行う職員及び条例第13条第3項の調査を行う委 員会の委員又は専門委員は、その身分を示す証明書を携帯し、 対象事案関係者の請求があったときは、これを提示しなければ ならない。 3

略

(注) 本証明書の大きさは、縦5.5センチメートル、横18.2センチメートルとする。

 $\omega$ 

あっせんを求める旨の申立てがあった事案の概要

痽 举

H せんを求める旨の申立てを行った

2

あっせんを求める旨の申立てがあった日

뺍

規定により、宮城県障害を理由とする差別の解消のための調整委員会に下記のとおりあっせんを行うよう求めたので、通知します。 障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例第13条第1項の

礟

あっせんの求めに関する通知

様式第4号

(第4条関係)

宮城県知事

哥

自与

年第

号外第14号	令和3年3月31日	水曜日	宮	城	県	公	報										(;	38)
								様式第一号を様式第一号の二とし、附則の次に次の一様式を加える。	第一条の二 法第四条の身体障害者手帳は、様式第一号の二の身体障害者手帳によるものとする。	(身体障害者手帳)	第一条の次に次の一条を加える。	身体障害者福祉法施行細則(平成五年宮城県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。	身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	○宮城県規則第七十四号	宮城県知事 村 井 嘉 浩	令和三年三月三十一日	身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。	

<b>言</b>	田		产	<del>本</del>	様式第5号 岩城県
医師氏名については,	所 在 地	医 療 機 関 名	医	身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の 記	第5号(第7条関係)
記名押印又は自筆による署名のいずれかとするこ				医所氏	漫
名のいずれかとすること。				指定医師氏名 (印) 接機関名 在 地 に変更があったので報告します。 名	第 等 月 日
(日) 」 」を 「京介手帳交付規則(平成十二年宮城県規則第百二号)の一部を次のように改正する。 「京介手帳交付規則の一部を改正する規則 「京城県規則第七十五号 「京城県規則第七十五号 「京城県知事 村 井 嘉 浩	3 改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定によるものとみなす。	(経避措置) なす。	1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。	上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。   年 月 日   病院又は診療所の名称   所 在 地   医師氏名   (印)   診療担当科名   科   医師氏名   (記名押印又は署名]   よこる。	様式第七号 (その一表) 中    L記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。   年 月 日

市請 (届出) 様式第三号中「当定の結果、非該当のため」を削る。 (記名押印又は署名) (E) に改める。 프

「申出者氏名

「申出者氏名 様式第三号の三 二中

(記名押印又は署名)

連

絡

附 則 先

に改める。

 $\widehat{\Xi}$ 

を

分の間、改正後の療育手帳交付規則の規定によるものとみなす 改正前の療育手帳交付規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、

当

2

1

この規則は、

令和三年四月一日から施行する

経過措置

(施行期日)

ここに公布する。 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を

令和三年三月三十一日

宮城県知事

村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十六号

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規

地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成二十五年宮城県規

則第四十二号)の一部を次のように改正する

一条を加える 第十五条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の

(電磁的記録等)

第十九条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、 を除く。)については、 下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するもの 例又はこの規則の規定において書面 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録 (書面、書類、文書、 謄本、 抄本、 (電子的方式、磁気的方式その 正本、 副本、 複本その他文 以 条

> 報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、 電子計算機による情

という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定さ 的方法、 には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子 れるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合 地域活動支援センター及びその職員は、説明、 磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることが 同意その他これらに類するもの (以下「説明等」

講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を 第十四条第二項中「地域活動支援センター」を「当該地域活動支援センター」に、「必要な措置を

果について、職員に周知徹底を図ること 等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結 検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(次条第一号において「テレビ電話装置 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を

整備すること 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を

三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止 のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること

(虐待の防止

第十四条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十七条 条例第十条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果につい 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装

二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施す

て、職員に周知徹底を図ること

第十三条を第十四条とし、 同条の次に次の一条を加える

前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定等

第十五条 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス

提供を継続的に実施するための、 を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業

2 び訓練を定期的に実施しなければならない。 地域活動支援センターは、 職員に対し、 業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及

3 変更を行うものとする。 地域活動支援センターは、 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の

第十二条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十三条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務 の体制を定めておかなければならない

ならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければ

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならな

的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ 職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければな 地域活動支援センターは、 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性

附 則

(施行期日

1 施行する とし、同条の次に一条を加える改正規定(一条を加える部分に限る。)は、令和三年七月一日から この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定及び同条を第十八条

(経過措置)

るのは「行うよう努める」とする。 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあ については、 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第十五条の規定の適用 同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二

3 の適用については、 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第十六条第二項の規定 同項中「講じなければ」とあるのは、 「講ずるよう努めなければ」とする。

(43)

福祉ホー ムの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布

令和三年三月三十一日

する。

○宮城県規則第七十七号

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県知事

村

井

嘉

浩

福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四十三

号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次

の一条を加える。

(電磁的記録等)

第十七条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの 供されるものをいう。)により行うことができる 規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等 よっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に ついては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に おいて同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)に 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条に

を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える 2 用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、 ついては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利 第十二条第二項中「福祉ホーム」を「当該福祉ホーム」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」 気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものに 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。) 磁

ビ電話装置その他の情報通信機器(次条第一号において「テレビ電話装置等」という。) して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレ

- 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること
- 当該福祉ホームにおいて、 職員に対し、 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

を定期的に実施すること。

第十二条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える

(虐待の防止

第十五条 条例第十一条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- 周知徹底を図ること。 して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用
- 二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

3

二 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第十一条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計第十三条 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継

- 期的に実施しなければならない。 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定

第十条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

めておかなければならない。第十一条「福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定

- 用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利
- 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定及び同条を第十六条

とし、同条の次に一条を加える改正規定(一条を加える部分に限る。)は、令和三年七月一日からとし、同条の次に一条を加える改正規定(一条を加える部分に限る。)は、令和三年七月一日から

経過措置)

- るのは「行うよう努める」とする。「「一大の人」というでは、「行うよう努める」とするのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあらいては、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「行うよう努める」とする。
- の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第十四条第二項の規定

令和三年三月三十一日

-

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十八号

一部を改正する規則指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成

目次中「第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第百五十二十五年宮城県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

十七条)

に改める。

第二十三条中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

4

ばならない。 は前の武業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなけれ は的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる

第二十五条の次に次の一条を加える。

県

公

報

(業務継続計画の策定等

第二十五条の二 ならない 居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければ 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定

- 2 び訓練を定期的に実施しなければならない。 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及
- 3 更を行うものとする。 指定居宅介護事業者は、 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変

第二十六条に次の一項を加える。

- 3 うに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよ
- 徹底を図ること うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知 会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員
- 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 修及び訓練を定期的に実施すること 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研

第二十七条に次の一項を加える

2 ことができる 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代える

第二十七条の次に次の一条を加える

(身体拘束等の禁止

第二十七条の二 条例第十一条の二第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする

- できるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 従業者に対し、 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

(45)

一十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止

第二十九条の二 条例第十五条の二の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- 等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置
- 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施す

従業者に周知徹底を図ること。

前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第三十三条及び第三十三条の四中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「、第三十二条」を「、

第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条」に改める。

改める。 二十七条」を「第二十七条第一項」に、「、第三十二条」を「、第二十九条の二及び第三十二条」に に改め、同条第二項中「第二十五条から」の下に「第二十七条まで、第二十八条から」を加え、 「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「、第三十二条」を「、第二十九条の二及び第三十二条」 第三十七条第一項中「及び第二十五条」を「、第二十五条から第二十七条まで及び第二十八条」に、

第四十七条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」

に改める

第五十七条に次の一項を加える

第五十六条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

4 より従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなけれ 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる

る。 るよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、 第六十条第二項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、 同項に次の各号を加え 「必要な措置を講ず

- 討する委員会 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検 その結果について、従業者に周知徹底を図ること (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催す
- 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整

備すること。

第六十一条に次の一項を加える。 のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

ことができる。 
け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えるけ、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に備え付2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付

項」に改める。 第六十三条第一号中「第二十七条第二項」を「第二十八条において準用する条例第十一条の二第二

九条の二及び第三十二条」に改める。 九条(第二項を除く。)まで、第二十九条の二」に、「、第三十二条」を「、第二十七条の二、第二十九条(第二項を除く。)まで、第二十九条第一項」を「第二十五条の二、第二十七条の二から第二十

第七十一条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者との連絡調整に努めなければならない。 
朱例第八十八条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。 
場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、 
場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、 
条例第八十八条の三に規定する指定就労定着支援の利用を希望する

第七十五条中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改める。

第七十六条第二項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講第七十六条第二項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講

- るとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催す一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検
- 備すること。 二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整
- のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止
- け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代える2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付

ことができる。

第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に改める。二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、「同条第七十九条中「第二十八条」を「第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第三十二条中」を「第

七十八条第一項」」に改める。 「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に、「第七十八条」」を「第を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、第七十九条の五中「、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第三十二条中」

に改める。 「、第二十七条の二、第二十九条の二、第三十二条」に、「、第七十八条」を「、第七十八条第一項」を「、第二十七条の二、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二」に、「、第三十二条」

を「、第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条」に改める。 第九十七条中「第二十六条」を「第二十五条(第一項及び第二項を除く。)」に、「、第三十二条

(第百十九条及び第百十九条の四中「、第二十八条」を「第十一条の二第二項」に、「身体的拘束等」を「身を第一号」を「第二十八条第二項」に、「、第七十八条」を「、第七十八条第一項」に改める。 「第三十二条中」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三 「第三十二条中」を「第二十七条の四中「、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第 「第三十九条及び第百十九条の四中「、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二」に、

第百二十八条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第百二十九条中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで」に改める。

第百三十二条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けら2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、条例第八十八条の二に規定する指定就労定着支援の利用

れるよう、 条例第八十八条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければな

第一項」に改める。 号までの規定」に、「第七十八条」」を「第七十八条第一項」」に、「、第七十八条」を「、第七十八条 の二、第二十七条の二」に、「第三十二条中」を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中. に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三 第百三十四条中 「第十四条、」を「第十四条、第十六条、」に、「、第二十八条」を「、第二十五条

第百四十二条に次の一項を加える。

2 ばならない けられるよう、条例第八十八条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなけれ 利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、条例第八十八条の二に規定する指定就労定着支援の

第百四十三条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等

第七十八条第一項」に改める を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、 第百四十三条の三 「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に、「、第七十八条」を「、 第百四十四条中「、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第三十二条中」 価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、 年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね 自ら評

を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、 七十八条第一項」」に、「、第七十八条」を「、第七十八条第一項」に改める 「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に、「第七十八条」」を「第 第百四十六条中「、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二」に、 「第三十二条中」

第百五十条中「、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第三十二条中」を「第 二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に、「、第七十八条」を「、 一項」 第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、 「同条 第七

第百五十条の五の見出し中「支援」を「支援等」に改め、 同条第二項中「対面」の下に「又はテレ

> ビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」 を加える

第百五十条の九及び第百五十条の十三中 に、 「第三十二条中」を 「第二十九条の二及び第三十二条中」に改める。 「第三十条」を 「第二十七条まで、 第二十八条から第三十

第百五十一条第三項中「指定共同生活援助の従業者」を「指定共同生活援助事業所の従業者」に改

第百五十三条に次の一項を加える

める。

条

じなければならない たものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において

七十八条第一項中」に改める を「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号」を削り、 「同条第二号及び第三号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定」に、「第七十八条中」を「第 第百五十四条中「、第二十八条」を「、第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第三十二条中」

サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者」に改める 第百五十四条の二第四項及び第五項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者」を「日中

改める。 号までの規定」を削り、「同条第四号」を「第六十三条第一号から第三号までの規定中「第二十八条」 とあるのは「第九十二条の六」と、同条第四号」に、「第七十八条中」を「第七十八条第一項中」に 第百五十四条の七中「第二十八条」を「第二十五条の二、第二十七条の二」に、「第三十二条中」 「第二十七条の二、第二十九条の二及び第三十二条中」に改め、「及び第六十三条第一号から第三

用型指定共同生活援助事業所の従業者」に改める 第百五十四条の八第三項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者」を「外部サービス利

第百五十四条の十三に次の一項を加える

5 あって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する ための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない 提供を確保する観点から、 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で 適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の

準用する条例」と、 第百五十四条の十四中 「第二十七条の二及び第二十九条の二中「条例」とあるのは 第四十七条中」に、 第 一十八条」を「、 中 「条例」とあるのは「条例第九十二条の十において準用 第二十五条の二、 第 「条例第九十二条の十において 一十七条の二」 に、 「第四十七

十八条第一項中」に改める する条例」 Ł, 同条第二号及び第 三号」を「から第三号までの規定」に、 「第七十八条中」を 「第七

ビス事業所」と、第七十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給 四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第七十六条第 条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第七十 までの」に、「第二十八条中」を「第二十七条の二中「条例」とあるのは「条例第九十六条第五項に 第六十七条、第七十二条から第七十四条まで」に、「第七十八条の」を「第七十六条から第七十八条 十八条まで」を「第四十九条まで」に、「第六十三条、 事業所」と」を削る。 付費」と、第七十六条第一 二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同 九条、第六十二条、第七十二条から第七十四条まで、第七十六条、第七十七条、」及び「、第七十二 護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第九項中「第四十 給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第七十六条第二項中「指定生活介 活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第七十四条第二号中「介護 第七十二条から第七十四条まで、第七十六条、第七十七条、」及び「、第七十二条第四項中「指定生 のは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第八項中「第四十九条、第六十二条、 介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第七十六条第二項中「指定生活介護事業所」とある 第七十一条」に改め、「及び第七十二条第四項」及び「、第七十四条第二号中「介護給付費又は特例 とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第七十八条第一項」に改め、同条第七項中 例第九十六条第六項から第十項までにおいて準用する条例」と、同条第二号及び第三号」を「から第 るのは「条例第九十六条第五項において準用する条例」と、第三十条」に、「中「条例」とあるのは「条 おいて準用する条例」と、第二十八条中」に、「、第三十条」を「、第二十九条の二中「条例」とあ ·第四十九条、第六十二条、」を削り、「から第七十四条まで、第七十六条及び第七十七条」を「及び 第百五十七条第六項中 第百五十五条第二項中 及び「、第七十二条第四項中 「第四十九条、第六十二条、」、「、第七十二条から第七十四条まで、第七十六条、 二項中 「第六項並びに」を「第五項並びに」に改める 「第二十八条から」を「第二十五条の二、第二十七条の二から」に、「第四 「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス 「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サー 第六十七条」を「第六十二条、第六十三条、

本則に次の一章を加える。

第十八章 雑則

#### (電磁的記録等)

第

条、

第百五十八条 物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの 複本その他文字、 ののうち、 行うことができる い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により 書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな おいて準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該 て準用する場合を含む。)、第百五十一条の五第一項(第百五十四条の七及び第百五十四条の十四に 第百五十条の十三、第百五十四条、第百五十四条の七、第百五十四条の十四並びに第百五十七条第 の五、第九十条、第九十条の四、第九十七条、第百十九条、第百十九条の四、第百二十六条、第百 び第二項、第三十三条の四、第三十七条第一項及び第二項、第六十四条、第七十九条、第七十九条 条の十三並びに第百五十七条第六項において準用する場合を含む。)、第八条(第三十三条第一項及 六項において準用する場合を含む。)、第四十一条第一項、第八十四条第一項(第九十条の四におい 二十六条の四、第百三十四条第一項、第百四十四条、第百四十六条、第百五十条、第百五十条の九、 項 第百三十四条第一項、第百四十四条、第百四十六条、第百五十条、第百五十条の九、 第七十九条の五、第九十七条、第百十九条、第百十九条の四、第百二十六条、第百二十六条の (第三十三条第一項及び第二項、 条例又はこの規則の規定において書面 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、 図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体 第三十三条の四、第三十七条第一項及び第二項、 (書面、 書類、文書、謄本、抄本、 作成、 保存その他これらに類するも 正本、 副本、

2 もの されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手 いう。)によることができる て、 方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代え 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類する 電磁的方法(電子的方法、 (以下「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定 磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を

附則第十項及び附則第十一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め

附 則 る。

施行期日

1 年七月一日から施行する この規則は、 令和三年四月一 日から施行する。ただし、本則に一章を加える改正規定は、

公

報

2

るのは「行うよう努める」とする。 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあ の第二十五条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二 十四並びに第百五十七条第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後 五十条、第百五十条の九、第百五十条の十三、第百五十四条、 後の第三十三条第一項及び第二項、 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十五条の二(改正 第百二十六条、第百二十六条の四、第百三十四条第一項、 第七十九条の五、第九十条、 第三十三条の四、 第九十条の四、第九十七条、第百十九条、 第三十七条第一項及び第二項、 第百五十四条の七、第百五十四条の 第百四十四条、第百四十六条、 第百十九条の 第六十四条、 第百

第二十六条第三項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。十条の九、第百五十条の十三において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の三十三条第一項及び第二項、第三十三条の四、第三十七条第一項及び第二項、第九十七条、第百五3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における第二十六条第三項(改正後の第

ここに公布する。 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第七十九号

宮

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規

則第四十号)の一部を次のように改正する

| お一章|| 多機能型に関する特例(第七十三条・第七十四条)」を|| 第九章|| 多機能型に関する特例(第七十三条・第七十四条)」を|| 第九章|| 多機能型に関

する特例(第七十三条・第七十四条)

第十三条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装五条)」

第二十一条に次の一項を加える。

置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

(49)

四十六条、第百 (業務継続計画の策定等) 第二十一条の次に次の一条を加える

動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員

適切な療養介護の提供を確保する観点から、

職場において行われる性的な言

療養介護事業者は、

の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業第二十一条の二 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護

を定期的に実施しなければならない。 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練

2

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行うものとする。

努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。第二十三条第二項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう

ともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。る委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すると一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す

二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備す

三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため

の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第二十三条の二 条例第十条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする

できるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが

- 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二十五条の次に次の一条を加える

(虐待の防止)

第二十五条の二 条例第十三条の二の規則で定める措置は、 次のとおりとする。

員に周知徹底を図ること 活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を

職

2

- 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第三十六条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える
- 2 なければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。 第四十条第二項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努 に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。 やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第八十八条の三 定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速 る基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十五号)第八十八条の二に規定する指定就労 された障害者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用
- ともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 る委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すると 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す
- 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備す
- の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため
- 第二十五条の二及び第二十六条」に改める 第四十二条中「第二十四条」を「第二十三条の二」に、「、第二十六条」を「、第二十三条の二、

第四十六条中「、第二十四条」を「、第二十三条の二」に、「第二十六条」を「第二十三条の二、

- 第二十五条の二及び第二十六条」に改める
- 第四十九条第八項中「(平成二十四年宮城県条例第九十五号)」を削
- 五条の二及び第二十六条」に改める。 「第二十四条」を「第二十三条の二」に、「第二十六条」を「第二十三条の二、第二十
- 第五十一条中第六項を削り、 第七項を第六項とする。
- 第五十二条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第五十五条の見出し中 「支援」を「支援等」に改め、 同条に次の一項を加える。

- 支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との 連絡調整を行わなければならない 就労移行支援事業者は、利用者が、 指定就労定着支援の利用を希望する場合には、
- 十五条の二及び第二十六条」に改める。 第五十七条中「第二十四条」を「第二十三条の二」に、 「第二十六条」を「第二十三条の二、第二

第五十八条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第五十八条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回 以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として 結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない 厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、 自ら評価を行い、その

第六十八条に次の一項を加える。

- 2 との連絡調整に努めなければならない。 める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、
- 十三条の二、第二十五条の二及び第二十六条」に改める 第七十四条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

第七十条及び第七十二条中「第二十四条」を「第二十三条の二」に、「、第二十六条」を「、

第二

#### 第十章 雑則

本則に次の一章を加える。

(電磁的記録等)

- 第七十五条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、 のを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ 以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの 文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による 条例又はこの規則の規定において書面(書面、 情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる 書類、 作成、保存その他これらに類するもののうち、 文書、謄本、 抄本、 正本、副本、複本その他 (次項に規定するも
- 2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、 「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されてい 、交付、 同意、締結その他これらに類するもの 以

によることができる。 的方法(電子的方法、 者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、 る又は想定されるものについては、 磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) 当該交付等の相手方の承諾を得て、 当該交付等の相手方が利用 電磁

3

(施行期日)

1 年七月一日から施行する この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、本則に一章を加える改正規定は、 令和三

(経過措置)

2 う努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 るのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよ 場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第二十一条の二第一項中「講じなければ」とあ 後の第四十二条、第四十六条、第五十条、第五十七条、第七十条及び第七十二条において準用する この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十一条の二(改正

ずるよう努めなければ」とする 準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講 第四十条第二項(改正後の第四十六条、第五十条、第五十七条、第七十条及び第七十二条において この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第二十三条第二項及び

公布する。 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

#### ○宮城県規則第八十号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第四 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

十四号)の一部を次のように改正する

第十三条中第四項を削り、 第五項を第四項とする。

第十七条第一項中「)及び第四項」を「)」に改め、 同条第二項中「第五項並びに」を

「第四項並

びに」に改める。 第二十四条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話

(51)

装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。 第三十三条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、 同条に次の二項を加える。

- 例第九十五号)第八十八条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望す 以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。 る場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよ 福祉サービスの事業等の人員、 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、 指定就労定着支援事業者 (同条例第八十八条の三に規定する指定就労定着支援事業者をいう。 設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条 利用者が、 指定就労定着支援 (指定障害
- るよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられ 第四十一条第二項中「第十三条」を「第十四条」に改める 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用

第四十二条に次の一項を加える。

のにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなけ ればならない。 れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたも 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行わ

第四十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等

第四十二条の二 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害 ればならない 計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなけ 福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための

- 2 を定期的に実施しなければならない 障害者支援施設は、 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練
- 3 障害者支援施設は、 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

努めなければ」を「、 第四十四条第二項中 次の各号に掲げる措置を講じなければ 「障害者支援施設」を「当該障害者支援施設」に、 に改め、 同項に次の各号を加える。 「必要な措置を講ずるよう

る委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すると 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討す

ともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため

第四十五条の次に次の一条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第四十五条の二 条例第九条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 二 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十六条の二 条例第十三条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- 員に周知徹底を図ること。 活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を
- 一 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十七条中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

2

障害者支援施設及びその職員は、

交付、

説明、

同意、締結その他これらに類するもの

(以下「交

ことができる。

ことができる。

ことができる。

ことができる。

ことができる。

ことができる。

則

(施行期日)

条を加える改正規定(一条を加える部分に限る。)は、令和三年七月一日から施行する。 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四十七条の改正規定及び同条の次に一

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四十二条の二の規定 とあるのは「行うよう努めなければ」と、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同 とあるのは「清するよう努めなければ」と、同 と にの規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四十二条の二の規定
- 定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における改正後の第四十四条第二項の規

令和三年三月三十一日

○宮城県規則第八十一号

村

井

嘉

浩

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改

宮城県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十五年

目次中「第七章 多機能型事業所に関する特例(第七十三条・第七十四条)」を 第八章 雑則(第日次中「第七章 多機能型事業所に関する特例(第七十三条・第七十四条)」を 第七章 多機能型

事業所に関する特例(第七十三条・第七十四条)

七十五条)

第二条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭和二十二年法律第

報

の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「、保育士又は障害 練担当職員」の下に「等」を加え、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、 保育士の合計数」に改め、同条第二項中「に規定する場合において」を「の規定に基づき」に改め、 う。以下同じ。)」を「又は保育士」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数」を「又は の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをい 外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上 福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改める。 又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第六項中「第一項第一号」を「第二項 同条第四項中「及び第二項」を「、第二項及び条例第六条第三項」に改め、同条第五項中「、保育士 た場合において、当該機能訓練担当職員等」を加え、「ときは」を「場合には」に改め、「当該機能訓 より大学への入学を認められた者、 二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、 「同項の機能訓練担当職員」の下に「又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)を置い 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者 同法第九十条第二項の規定に (通常の課程以

ては、第三号に掲げる看護職員を除く。)とし」に改め、同項に次の一号を加える。同条第三項中「員数とし」を「員数(条例第七条第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっ能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該」を、「機能訓練担当職員」の下に「等」を加え、第三条第二項中「に規定する場合においては」を「の規定に基づき」に改め、「同項の」の下に「機

第三条中第六項を第七項とし、同条第五項中「及び第三項第一号」を「、第三項第一号及び次項」る障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数三 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠であ

及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 5 第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員

に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。第二十二条第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話

第三十二条中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において

(53)

二十三条の次に次の一条を加える。

第

耒務継続計画の策定等)

なければならない。 | の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じめの計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じ お定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するに三十三条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する

修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な!

2

各号を加える。 措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の第三十六条第二項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な

- 催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策
- を整備すること。 
  一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針
- 防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の

第三十八条に次の一項を加える

に代えることができる。指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所

第三十八条の次に次の二条を加える

(身体拘束等の禁止)

第三十八条の二 条例第十三条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- ること。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

従業者に対し、 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

第三十八条の三 条例第十四条第二項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- いて、従業者に周知徹底を図ること 装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話 その結果につ
- 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実
- 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第四十一条第二項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加える

条第三項を削る 第四十六条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同 第四十四条の五中「第三十五条」を「第三十五条、第三十八条の二、第三十八条の三」に改める。

第四十八条中「第四十三条第一号」を「第三十八条の二、第三十八条の三及び第四十三条第一号」

十三条第一号」に改める。 第五十八条中「第三十八条、第三十九条」を「第三十八条から第三十九条まで」に、「第三十八条中\_ 「第三十八条第一項中」に、 「第四十三条第一号」を「第三十八条の二、第三十八条の三及び第四

を「第二項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「、保育 中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第六項中「第一項第一号」 項中「に規定する場合において、同項の機能訓練担当職員」を「の規定に基づき、機能訓練担当職員 士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改める に改め、同条第四項中「及び第二項」を「、第二項及び条例第三十二条第三項」に改め、同条第五項 能訓練担当職員」の下に「等」を加え、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」 等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等」に、「ときは」を「場合には」に改め、「当該機 第五十九条第一項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二

第六十四条第一項中「、 第六十三条中「第三十五条中」を「第三十五条、第三十八条の二及び第三十八条の三中」に改める。 二中 「第三十五条」を「第三十五条、第三十八条の二、第三十八条の三」に改める。 保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第三

第六十六条中 「第三十五条」を「第三十五条、 第三十八条の二、第三十八条の三」に改める。

> 「学科」の下に「、 第六十六条の二第二 研究科」を加える 一項中「の学部で」 を「(短期大学を除く。) 若しくは大学院において」に改め、

三十八条の二、第三十八条の三及び第四十三条第一号」に改める 第六十六条の七中「第三十三条」の下に「、第三十三条の二」を加え、 「第四十三条第一号」を第

号」を「第三十八条の二、第三十八条の三及び第四十三条第一号」に改める。 三十八条から第三十九条まで」に、「第三十八条中」を「第三十八条第一項中」に、 第七十二条中「第三十三条」の下に「、第三十三条の二」を加え、「第三十八条、第三十九条」を「第 「第四十三条第一

第七十三条第一項中「第三条」の下に「(第二項及び第五項を除く。)」を加え、「第五項及び第六項」 「第六項及び第七項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第八章 雑則

(電磁的記録等)

第七十五条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもの 行うことができる い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により 書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな おいて準用する場合を含む。)及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該 八条、第五十八条、第六十三条、第六十三条の二、第六十六条、第六十六条の七及び第七十二条に 六十六条の七及び第七十二条において準用する場合を含む。)、第十二条(第四十四条の五、第四十 をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第九条第 本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物 のうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、 項(第四十四条の五、第四十八条、第五十八条、第六十三条、第六十三条の二、第六十六条、 複

2 下「交付等」という。)のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されてい することができない方法をいう。)によることができる 配慮をしつつ、 給付決定保護者である場合には当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な る又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、 電磁的方法 (電子的方法、 説明、 磁気的方法その他人の知覚によって認識 、同意その他これらに類するもの 当該交付等の相手方が通所

(施行期日

1 年七月一日から施行する。 この規則は、 令和三年四月 一日から施行する。ただし、本則に一章を加える改正規定は、 令和三

7

- 2 の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第二条第一項及び第五項 指定児童発達支援事業者」という。)については、改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及 事業者がその指定に係る事業を行う事業所における従業者(次項から附則第四項までにおいて「旧 準等を定める条例施行規則 項の規定により指定を受けている改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基 この規則の施行の際現に児童福祉法 (以下「旧規則」という。) 第五条第一項に規定する指定児童発達支援 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一
- 3 は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」 スに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同条第六項中「又 は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障害福祉サービ 修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しく 第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を 和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法 旧指定児童発達支援事業者に対する新規則第二条第二項及び第六項の規定の適用については、令 (昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法

10

4 三十一日までの間は、なお従前の例による 旧指定児童発達支援事業者については、 新規則第三条第五項の規定にかかわらず、 令和四年三月

11

- 5 第四十四条の五、 のは「実施するよう努めなければ」と、 じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とある 条の七及び第七十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「講 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における新規則第三十三条の二(新規則 第四十八条、第五十八条、第六十三条、第六十三条の二、第六十六条、第六十六 同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とす
- 6 なければ」とあるのは、 六条の七及び第七十二条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 則第四十四条の五、 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における新規則第三十六条第 「講ずるよう努めなければ」とする 第五十八条、 第六十三条、 第六十三条の二、第六十六条、 同項中 項 第六十 「講じ

(55)

- 間は、なお従前の例による いう。)については、新規則第四十六条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの られている事業を行う事業所における従業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」と 条例」という。)第二十二条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たすと認め の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号。 この規則の施行の際現に指定通所支援の事業等の人員、 一部を改正する条例(令和三年宮城県条例第三十五号)による改正前の指定通所支援の事業等 設備及び運営に関する基準等を定める条 以下「旧
- 令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。 営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「旧規則」という。)第四十六条第三項の規定は、 旧基準該当児童発達支援事業者については、改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運

9

8

- う。)については、新規則第五十九条第一項及び第五項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一 規則第六十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者がその指定に係る事業を行う事 日までの間は、なお従前の例による 業所における従業者(次項及び附則第十一項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」とい この規則の施行の際現に児童福祉法第二十一条の五の三第一項の規定により指定を受けている旧
- は障害福祉サービス経験者」と、同条第六項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は ついては、令和五年三月三十一日までの間、同条第二項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又 障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新規則第五十九条第二項及び第六項の規定の適用に
- する基準を満たすと認められている事業を行う事業所における従業者(次項において「旧基準該当 令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による 放課後等デイサービス事業者」という。) については、新規則第六十四条第一項の規定にかかわらず、 この規則の施行の際現に旧条例第三十六条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関
- 12 年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、 旧規則第六十四条第三項の規定は、 令和五

る規則をここに公布する。 指定障害者支援施設の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正す

二年三月三十一日

宮城県知事 村 井

嘉

○宮城県規則第八十二号

正する規則 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改

第一条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二十(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

五年宮城県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

準」という。)第三十条」に改める。第二十八条第三項において「指定障害福祉サービス等基第十七条第一項中「)第三十条」を「。第三十八条第三項において「指定障害福祉サービス等基

第二十九条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電

第三十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

- 定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス等基準第八十八条の三に規利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の定障害福祉サービス等基準第八十八条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指
- 受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援

第四十七条第三項中「第十六条」を「第十七条」に改める。

第四十九条に次の一項を加える。

置を講じなければならない。
電を講じなければならない。
を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなけれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場においる。

第四十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図第四十九条の二 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施

を講じなければならない。 を講じなければならない。 という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置

指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修

及び訓練を定期的に実施しなければならない。

2

変更を行うものとする。
3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の

第五十二条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講

じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を

催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

整備すること。 
一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を

えることができる。 付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え

第五十四条の次に次の一条を加える

(身体拘束等の禁止

第五十四条の二 条例第十一条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする

- 一身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- | 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第五十七条の次に次の一条を加える

虐待の防止

第五十七条の二 条例第十六条の規則で定める措置は、次のとおりとする。

当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装

県

公

城

宮

いて、従業者に周知徹底を図ること。置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果につ

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第六十条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第六十一条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十五条第一項、第十八条及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うこ作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以2 にないう。)によることができる。

- 11つ・3 て……(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正すった!)

正する規則(平成三十年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。 第二条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

(57)

改正規定(一条を加える部分に限る。)は、令和三年七月一日から施行する。 備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第六十条の改正規定及び同条に次の一条を加える1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害者支援施設の人員、設

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の指2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の指2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の指3 にあるのは「行うよう努める」とする。
- 規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第五十二条第二項のこの規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の指

3

する規則をここに公布する。 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を改正

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第八十三号

改正する規則 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等の一部を

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

十五年宮城県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。 第一条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成二

目次中「第三章 指定医療型障害児入所施設(第四十三条–第四十八条)」を 「第三章 指定医療

型障害児入所施設(第四十三条-第四十八条)

に改める。

該合計」を「当該」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。「乳幼児」という。)」及び「及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を削り、「当第二条第一項第三号イ⑴中「四・三」を「四」に改め、同号イ⑵中「である乳児又は幼児(以下

するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究2 条例第五条第二項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。第十七条第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電第三条第一項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

を講じなければならない。 
4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において 
4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において

第三十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要

じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。第三十四条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次の各号に掲げる措置を講

- 的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための
- 指針を整備すること。 
  一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための

第三十六条に次の一項を加える。

所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定に2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入

よる掲示に代えることができる。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第三十六条の二 条例第十一条第三項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- ができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること

を図ること。

一 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

(虐待等の禁止)

第三十六条の三 条例第十二条第二項の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- 果について、従業者に周知徹底を図ること。電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結一当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ
- に実施すること。 
  一 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的

及び第四十一条第一号」に改める。条中」を「第三十六条の二、第三十六条の三条中」を「第三十六条第一項中」に、「第四十一条第一号」を「第三十六条の二、第三十六条の三条四十八条中「第三十六条、第三十七条」を「第三十六条から第三十七条まで」に、「第三十六

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第四十九条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののう をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第六条 その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物 ち、条例又はこの規則の規定において書面 る記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことがで (第四十八条において準用する場合を含む。)、第十条第 (電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られ 及び次項に規定するものを除く。)については、 (書面、 書類、 項(第四十八条において準用する場合 文書、 書面に代えて、 謄本、 , 抄本、 当該書面に係る電磁的 . 正本、副本、

2 切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっ 所給付決定保護者である場合には当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適 て認識することができない方法をいう。)によることができる。 る又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が入 「交付等」という。)のうち、 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの 条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されてい 。 以 下

する規則の一部改正 (指定障害児入所施設等の人員、 設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正

第二条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を 改正する規則(平成三十年宮城県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

2 1 設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則本則に一章を加える改正規定は、令和三年七月 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害児入所施設等の人員、 日から施行する。

うよう努める」とする 施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行 ては、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実 という。)第三十一条の二(新規則第四十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用につい 定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(以下「新規則」 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の指

3 則第四十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における新規則第三十四条第二項 「講ずるよう努めなければ」とする。 (新規

項第三号イ(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設につ この規則の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の指定障害児入所施設等の 設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 一項第三号イ⑴の規定にかかわらず、 (以下「旧規則」という。) 第1 令和四年三月三十一日までの間は、 一条第

なお従前の例による

5

定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、 ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新規則第二条第 この規則の施行の際現に指定を受けている旧規則第二条第一項第三号イ②に規定する主として盲 なお従前の例による 一項第三号イ(2)の規

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

### ○宮城県規則第八十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和四十四年宮城県規則第二十七号)の一部

を次のように改正する。

第三条第二項第三号及び第四条第三項を削る。

しなければ」に改める。 第五条第一項中「。次条第二項において同じ」を削り、同条第三項中「押印しなければ」を「署名

第七条第三項を削る。

四項を削る。 第八条第二項を削り、 同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、 同項を同条第二項とし、 同条第

し書を削り、同項を同条第三項とする。 改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「押印しなければ」を「署名しなければ」に改め、ただ 第九条第二項を削り、同条第三項第十号中「第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一号」に

を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする 第十条第一項中「の規定による届出若しくは第七条第四項」を「又は第四項」に改め、同条第二項

第十一条第二項及び第十二条第二項を削る

(施行期日)

1 削る改正規定 この規則は、 (同項に係る部分を除く。)並びに次項の規定は、 令和三年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項第三号及び第四条第三項を 同年七月一日から施行する。

2 改正後の第三条の規定は、令和三年七月一日以後に徴収すべき入院に要する費用について適用 同日の前日までに徴収すべき入院に要する費用については、なお従前の例による。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

氏

垃

(法人にあっては、名) (称及び代表者の氏名)

### ○宮城県規則第八十五号

# 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

式第十三号中「EI」を削る。 様式第一号から様式第三号まで、様式第五号から様式第七号まで、様式第九号、様式第十号及び様 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和三十八年宮城県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

1

経過措置)

2 いては、当分の間、改正後の毒物及び劇物取締法施行細則の規定によるものとみなす。 改正前の毒物及び劇物取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものにつ

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第八十六号

# 温泉法施行細則の一部を改正する規則

様式第一号から様式第一号の五までの規定中「④」を削る。 温泉法施行細則(平成十二年宮城県規則第百四号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中「靈」を削り、「ℓ\分」を「L\分」に改める。

様式第六号の二及び様式第七号中「②」を削る。

様式第八号及び様式第九号中「⊕」を削り、「ℓ/分」を「L/分」に改める。

様式第十号中「温泉ゆう出地所有者変更届」を「温泉ゆう出地等変更届」に改め、「⑪」を削る。

様式第十一号から様式第十二号の九までの規定中「⑮」を削る。

様式第十三号及び様式第十五号中「靈」を削り、「ℓ/分」を「L/分」に改める。

様式第十六号から様式第十七号の二まで及び様式第十八号の二から様式第二十号までの規定中

統 舷

様式第二十一号中

 $\mathbb{H}$ 玄

(法人にあっては、名) (称及び代表者の氏名、

」に改める。

様式第二十二号から様式第二十七号までの規定中「④」を削る。

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

1

2

改正前の温泉法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分

の間、改正後の温泉法施行細則の規定によるものとみなす。

<u></u>